

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月 6日 開会 11時10分 閉会 11時49分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大鳴二郎	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	上野安是	竇戸利昭
西田久志	三輪順治	大滝文則	佐藤豊
井口勇	森本典夫		

4. 欠席委員名

森下金三

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	佐藤文則
建設経済部長	田邊義博	総務部次長	川田純士
市民生活部次長	大舌勲	健康福祉部次長	中原康夫
建設経済部次長	妹尾福登	企画課長	山下浩道
財政課長	渡邊聰司	定住促進課長	唐木英規
環境課長	北村容子	健康医療課長	田平雅裕
商工観光課長	谷本悦久	農林課長	谷昌彦
財政課長補佐	久安伸明		
教育長	片山正樹	教育次長	山田正人
生涯学習課長	田辺晶則	図書館長	山本高史
市立高校事務長	三村信介		

(3) 事務局職員

事務局長 三宅道雄 事務局次長 岡田光雄

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） それでは、本会議に引き続きご苦労さまでございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

本当に10月になって秋本番であります、きのうはといいますか、けさほどまででしたが、台風18号ということで非常に心配をいたしましたが、結果、警報ということはなかつたわけですが、本当にこういう風水害に対しては非常にナーバスになっているというのが今であります。秋のそれぞれの実りとかスポーツとか、そういった季節、非常にいいなと、すがすがしいなというふうにも思っているところであります。

さて、この10月6日といいますと、ひもといてみると、昭和44年のこの10月6日であります、松戸市役所においてすぐやる課という課ができたのがこの日であります。既に45年前ということでありますが、井原市においてもそれをそっくりやっていこうということで、かつてしんせつ課、平仮名で書いたわけですが、地元へすぐ出向いていこうというようなことがあったことも記憶しているところであります。いずれにいたしましても、現場主義、フットワークを設けて今後ともやりたいというふうにも思っております。

少し前振りが長くなりましたが、このたび予算決算委員会を開いていただきました。一般会計の補正予算（第2号）ということですが、皆様方には慎重に審議をいただきながら適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。

ちょっとスタッフで一部市立高校の事務長が来ておりませんが、説明までには来ようかというふうに思っております。甚だ申しわけないことですが、おわびをして、開会のごあいさつとあわせて、おわびをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第43号 平成26年度井原市一般会計補正予算（第2号）〉

〈歳入全般〉

委員（三輪順治君） 簡単に言います。

10ページの防犯カメラの設置事業費補助金でございます。75万円計上されておりますが、防犯カメラ本体、カメラ、それからパソコンとか、あと有線無線とか、いろいろあると思いますが、この設置費の対象となる事業項目はどういうところでしょうか。

市民生活部次長（大舌 真君） 防犯カメラの補助金の対象になる項目ということでございますが、防犯カメラを設置する本体、それからそれに係る工事費も対象となります。
以上です。

委員長（藤原清和君） ちょっと三輪さん、今歳入をやってますから、できたら歳出のときにお聞きして……。

委員（三輪順治君） いやいや、歳入の根拠となる防犯カメラというのはどの範囲を言うのですかというて聞きよんですよ、趣旨は。

財政課長（渡邊聰司君） 本市がとり行います防犯カメラの設置事業の補助金、補助対象事業費の2分の1を県から補助していただくものでございます。したがいまして、市が対象としている事業費については県の補助金の対象となるということでございます。

委員（三輪順治君） そうなると、もう要綱は既にできとるわけですか。簡単に。

市民生活部次長（大舌 真君） できております。

委員（三輪順治君） 以上、終わり。

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（三輪順治君） 先ほどの歳入と関連して防犯カメラの補助対象の具体数を聞きたいんですが、本体の工事を含めてとおっしゃったんですが、本体というのは何ですか。それから、私たちが目にするのは多分カメラだと思うんですが、そのカメラの情報をどういう手段で本体に取り込んで、その管理の手法、維持管理はどこでするんとか、要綱見りやわかるんならもう質問やめます、要綱を配っていただきやもうやめますけど、わかるようにちょっと内容的に教えていただけませんでしょうか。

市民生活部次長（大舌 真君） 補助対象の内容でよろしいでしょうか。

委員（三輪順治君） 結構です。

市民生活部次長（大舌 真君） 補助対象の内容となりますのは、カメラの設備一式、それとそれを設置する工事費が対象になります。

委員（三輪順治君） 今回北星田とおっしゃったんですが、本体は一つだと思う。カメラ台数は何台でしょうか。

市民生活部次長（大舌 真君） まず、北星田はこれ防災会の設立ということで、防犯カメラにつきましては、現在まだ周知しておりませんので、予算がつき次第周知したいと思います。予算的には5台分を計上させていただいております。

委員（三輪順治君） 確認なんですが、この5台というのは北星田地区にじゃないんでしょ。全体として5台分ですね。

ぜひ今こういった社会的な物騒な時代になってまして、各学区でいろんな要望があると思います。防犯カメラは別に抑止力として十分機能する以外に、またほかにいろんな形でも活用できると思います。懸念されるのはそういう要望が一気に出ると、なかなか役所としてもさばきにくいということで、当然年次的につけていただきたいなと思うんですが、お考えがあれば、要綱をお出しになると同時に、その設置に対する考え方があれば、ちょっとこの際お聞かせを願いたいと思っております。

市民生活部次長（大舌 黙君） このたび5台分を補正予算計上させていただきました。これが議決いただきました時点で各、また今後あります各地区での会議等々に周知させていただきまして、これの新設を推進していきたいと考えております。

委員（三輪順治君） 井原市単独として維持経費について一部負担をするとかというような考え方全くないですか。

市民生活部次長（大舌 黙君） 現在のところは各設置者において管理いただくということにしております。

委員（三輪順治君） ちなみに1台分当たり想定される維持管理経費は幾らと今試算されてますか。

市民生活部次長（大舌 黙君） 具体的なものはございませんが、関係の設置等の業者に確認をさせていただきましたところ年間5,000円程度もあれば管理できるんではないかということでございました。

委員（三輪順治君） 終わり。

委員（森本典夫君） この防犯カメラのことですけれども、具体的に要綱を見ればわかるんでしょうが、具体的に例えばここの地域が防災組織が設置したいというふうになった場合に、それをカメラでおさめて、また何かあった場合には確認をしながらやっていくという形になるんですが、どの程度の期間がこの金額的な内容で、いいの悪いのがあると思うんですが、どの程度の期間のものが保管されていくようになるのか、それからそこの設置したところがそれを保管する施設については、どこへどういうふうにするようなほかの機器についてはどういうふうなところへどう設置するというふうなことに要綱上なっているのか、そのあたりちょっとお聞かせいただきたいと思います。

市民生活部次長（大舌 黙君） データの保管につきましては、特に設置に係る補助の要綱としては定めておりませんので、これらにつきましては、それぞれ防犯カメラの機器に応じてデータの管理方法が違ってまいります。これにつきましては特に定めはございません。これらにつきましては、要件として地域に根差した活動をしておられるような団体とか、さ

らには岡山県が定めます防犯カメラのマニュアルというものに沿って運用いただくということが条件で設置をするということになっております。

委員（森本典夫君） 247万円ということで5機分ですから、この5分の1ということになりますが、倍か、その、ですから、金額的にはいいのをつけたいというようなことで金額的に張るものをつけ、より一層精度を上げて監視をしたいというふうなことは認められるのか認められないのか、そのあたりどうでしょうか。

市民生活部次長（大舌 勲君） 要綱には1機当たり、1台当たり30万円を限度で補助金を出しますので、それ以上のものを設置されると、地元の負担ということでの設置となります。

委員（森本典夫君） わかりました。

委員（藤原浩司君） それこそ私も防犯カメラは我が家へつけておりまして、防犯カメラというのはハードディスクがあって、都合40日はそのハードディスクに録画して、それを要は保存するんであれば、そのハードディスクに新しいDVDなりCDを入れまして焼いて保管をすることになります。この今森本委員に説明されたんで、1台30万円というふうに言われたんで、大体2機でハードディスク込めて40日分の収録分で48万5,000円ぐらいかかるのが、リースという形で自治会でするのがいいのか、買い取ってするのがいいのかということになると思うんですが、現状はもうこれは全部買い取りの2分の1ということの補助金の扱いしかならないというようなお考えでよろしいんでしょうか。

市民生活部次長（大舌 勲君） これにつきましては、地元が設置、買い取りといいますか、リースじゃなくて地元が設置を要するというものでございます。

委員（藤原浩司君） 回答がちょっと違うと思うんですけど、私の言った趣旨は、要はリースで48万5,000円のものをリースをされて、自治会が、リースされて、これはもう保守点検も入ってますんで、毎月7,500円から8,000円の要はお金で済むんです。定価云々かんぬん契約は48万5,000円なり50万円、それはカメラ2機です。カメラ2機と、デジタルカメラね、赤外線が入って夜間も全部写せるもので、月に8,000円ぐらいのリースと契約した、その契約は自治会ですけど、購入するということになれば、48万5,000円から約60万円弱のものになるんですが、これに対しては契約がリースであろうが、契約自体は四十何万円なり50万円の契約なんで、それに対しての補助対象というのは全然それは補助対象外でしょうかということを聞いとんです。

市民生活部次長（大舌 勲君） まず、前提として自治会がリースをしてというような前提がございましたが、まずこれはなくて、先ほど申しましたように地域の団体が全て行うということでありまして、ただその地域団体がリースをした場合ということが今おっしゃりの考え方ですが、地域団体のリースにつきましては、初年度のリース料のみが補助対象とな

ります。

委員（藤原浩司君） 初年度のリース対象ということなら、8,000円なら要は9万6,000円の年間かかる、8,000掛ける12カ月ですから、9万6,000円のその半分が補助対象ということですか。

市民生活部次長（大舌 眞君） 初年度のリース料の2分の1が補助対象。

委員（藤原浩司君） 一括現金で買い取りますと、例えば50万円、50万円なら50万円になりますけど、一応その50万円の契約で、要はリースっていいますけど、保守点検が入ったローンみたいなもんなんですね、考え方が。だから、各自治会のほうで危険場所に設置したときにその50万円の契約をローンで買おうがキャッシュで買おうが変わらんわけでしょう。買うには買うわけですから、総額が50万円かかるものに対して初年度のリース代を云々かんぬんという契約じゃないんで、要は5年間なら5年間で、要は50万円の品物を買って、それに対しての支払いが保守点検を含めてリース形式になるから8,000円、月に8,000円だということになるということになるんでしょう。だから、そういう考えでいきますと、なかなか購入できないじゃないですか、普通の自治会とかだったら。そんなに豊富な自治会費があるわけじゃないので。これは最初初年度の9万6,000円のお金自体が、その半分しか見ないということになれば、それこそ微々たるもんじゃないですか。それじゃ買えないですよね、50万円ぐらいするわけですから。その考えはだからもう少し柔軟性が持たせれないんですか。これほど自治会の方に安全性をもってカメラをつけていただくに関しては、やはり予算をとっていただくんであれば、そういう形で、皆さん自治会が使いやすいような形の補助金の2分の1を出さにやいけんのに、何かちょっと逆行してませんか、その安全・安心のために使うお金予算取りは。どう思われますか。

市民生活部次長（大舌 真君） 契約の内容ちょっとさまざまでしょうから、その都度確認をさせていただきたいと思いますが、これ井原市も岡山県の補助要綱とあわせてやってございます。2分の1は岡山県の財源をいただくということで、もう2分の1は井原市が見るということでございまして、岡山県と個々については協議させていただきますが、その岡山県の要綱におきましても購入の場合は対象になりますが、賃貸の契約の場合は1年間分のみが補助対象となるということに井原市も合わせているということあります。先ほどおっしゃいました個々の契約内容がどういった内容になるのかというのはその都度、意見審査といいますか、内容を確認させていただいて、どこまでが補助対象になるというのは審査をさせていただきたいと思います。

委員（藤原浩司君） ちょっと何かかみ合わないんですけど、賃貸っていう考えを今言われたんですが、リースというのが先ほど私が申しましたように50万円なら50万円の購入契約なんです、当初が。購入契約でその支払いに対しては保守点検を含めた費用は別途とし

て上乗せをしたぶにで毎月の支払いが8,000円となるというような形のリース契約という言い方を僕はしたんです。今の世の中で言いますと、普通にローンを組むと、保守点検はないですから、保守点検までついた、保証がついたものを要はリース契約としてすると、それの契約は50万円であると。その契約書は確実に交わしますので、それに対して賃貸というのはちょっと意味不明な気が私はするんですが、どうですか。

市民生活部次長（大舌 熱君） 先ほどありましたように基本的に維持管理費については地元ということでありますので、購入費を分割で地域が払われるのそれはもう払われる手法は構いませんが、一括購入をいただいておるものについては対象になるということで、保守費については基本的には地元負担ということでございます。30万円までにつきましては全額の補助金、30万円を限度に全額を補助、10分の10の補助でございます。

委員（藤原浩司君） もうこれ以上、最後にしますけど、せっかくの補助金、この予算をとられるわけですよ。今後どんどんふえていくような形をとっていく中で、保守点検は別途つける、契約は機械が50万円、それプラス保守点検は別途につける中の契約はきっと載ってますので、機器が幾ら、カメラが幾ら、工事費が幾ら、それに保守点検含めたもので総額幾ら、契約書に載りますんで、そこは購入の契約に関しては半分の補助金を出していただけるように考えていただかないと、皆が言って買いにくいじゃないですか。せっかくこれ補助金つけていただいて、安全・安心のために自治会が使うですから、ぜひともこの辺の考え方、副市長、どうですか。おかしいですかね、私が言ってる言い方が。

副市長（三宅生一君） ちょっととかみ合ってないのかもわかりませんが、30万円を上限としてですが、10分の10ということで、基本的には地元のご負担は30万円を超える機器を購入されるものについてはご負担を願うということで、ほとんど地元の負担はないか、少ないだろうというふうに思っています。ただし、県が補助要綱をつくっておるのは、その後の維持管理経費については地元でやってくれと、単独でやってくれということありますんで、それに井原市も合わせているということです。これもほぼほぼ県が当初予算で1,500万円つけて、その後補正予算を加えて1,500万円の3,000万円つけて、倉敷の小学生の連れ去り事件に思い切った対応をしようということであります。私ほうもそれに合わせてやりたいということで、現在手を挙げているということあります。ご負担が出てこないとは言いませんが、やはり安全・安心を担保するという地元のコンセンサスが得られたものについてはそういうふうにやりたいと。一方、個人の行動をこういう防犯カメラで見れるかやと、こうなると、やはり地元でのやはりそういった同意が得られたものでないと導入しにくいだろうということがあります。ですから、あくまでも地元が皆さんのが負担、あるいはカメラ設置、そういうものについてのお考えが統一していることについて、ほぼほぼ座取りということでご理解いただけたらと思うんですが、5台を考えているということでありま

す。

委員（藤原浩司君） わかりました。結構です。

〈なし〉

〈第25款衛生費〉

〈なし〉

〈第35款農林水産業費〉

委員（大滝文則君） 青年農業者等育成対策事業費補助金750万円ですけども、3人ということで1人当たり250万円ということですけども、この制度の詳しい内容と採択基準といいましょうか、どういうような基準でこの採択をされるのか、この2点をまずお尋ねいたします。

農林課長（谷 昌彦君） こちらのほうは国が制定しております青年就農給付金事業経営開始型によるものでございまして、新規就農者が就農にいたしまして経済的に不安となっているところに対しまして支援を行うものでございます。こちらのほうにつきましては人・農地プラン、地域の農業マスターPLANですけど、そこに位置づけられることが条件となっております。今回3人が支給を受けることになりますが、こちらのほうが25年と26年度分の支給を受けることになっておりまして、年間150万円となっております。1名の方が25年、26年の150万円を満額受け取ることになります。残りの2名の方は人・農地プラン、就農時期によりまして25年度分が半期分の75万円となりまして、25年度75万円、26年度分150万円、225万円となります。そういう形で750万円という補助金となっております。

以上でございます。

委員（大滝文則君） わかりました。この制度には新規就農者の確保とか支援に非常に有効ではないかというか、新規就農の方からすると非常に取り組みやすいんじゃないかと、農業に対してと思うわけですけれども、今後市としての取り組み方の基本的な考え方、積極的に推進しようかということなのか、要請に応じてやるとどういうふうな取り組みについての基本的な考え方があるんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） こちらのほうは45歳未満の方が新規就農された場合国のほうから給付金が支給される事業となっております。そういう方がおられましたら、市のほう

としては事業を紹介するとともに、先ほど言いました人・農地プランのほうに位置づけされることも条件になっております。こちらのほう地域の方々とお話をして、新たな地域の主な中心の担い手となる方を人・農地プランとして位置づけることになります。その辺を地域の方々とお話をしながら位置づけて支給できるところは支給してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（簗戸利昭君） 園芸総合対策事業費補助金ということで、ブドウの選定する道具の補助をされるという、何台ぐらいを見込まれりますか。

農林課長（谷 昌彦君） こちらのほうは7台購入を計画いたしております。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（三輪順治君） 18ページ、1点だけ、備品購入費の110万円の内訳を教えてください。

商工観光課長（谷本悦久君） 備品購入費につきましては、事務所にカウンターを設けますので、そのカウンター用の椅子、あるいはミーティングに必要な机、椅子、それから会議室には会議机と会議椅子を予定をしております。

以上です。

委員（三輪順治君） 情報通信関連の機械は含まれないという理解でよろしいんですか。

商工観光課長（谷本悦久君） これは含まれておりませんが、施設の改修工事の中で床にはOAフロア化をするということが改修工事の一部に含まれております。

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

委員（三輪順治君） 1点だけお願いします。18ページの高等学校費、事務長おいでになりましたかね。財源更正で今回借りかえなんですが、一般財源財ベースでこれをすることによって金額的なメリットの額ですね、これを教えてください。

財政課長（渡邊聰司君） この起債につきましては過疎対策事業債を充当することといたしております。当初予算につきましては、公共施設の整備基金ということではほぼ一般財源ということでございますが、過疎対策事業債を充当することによりまして元利償還金の70%

が普通交付税に算入されるということになります。

委員（三輪順治君） 額は。

財政課長（渡邊聰司君） 4億6,360万円の70%プラス借り入れの利率によって異なりますので、額は申し上げられません。

委員（三輪順治君） 以上、わかりました。

委員（森本典夫君） この予算には直接関係ありませんが、現在建設されております来年の2月完成予定だと思いますが、現時点ではどの程度工事が進んでますか。

市立高校事務長（三村信介君） 8月末時点では32.5%でございまして、9月が終わった段階でそれよりも10%ほど、まだ正式に何%というのは出てきてないんですけども、約33%ほどは終わってるのではないかと思います。

〈なし〉

〈第70款 諸支出金〉

委員（藤原浩司君） 上水道のこれ、本会議のほうで耐震って言わたんですが、これ施設のほうの耐震でよろしいんですか。

財政課長（渡邊聰司君） 本年度水道部の庁舎、それから中部水源地のポンプ棟、あるいは西部水源地のポンプ棟、こういったあたりの施設整備をやっております。これに対する一般会計からの補助でございます。

委員（藤原浩司君） 結構です。

〈なし〉

〈歳出全般〉

〈なし〉

〈第2条 地方債補正〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原清和君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願ひいたします。

副市長（三宅生一君） ただいま当委員会におきまして一般会計補正予算（第2号）のご決定を賜りました。まことにありがとうございます。本市といたしましてはこれから非常に厳しい財政の氷河期を迎えますが、できる限り有効な有利な財源を求め、市民の負託あるいは行政サービスの低下を招かない、頑張っていきたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでございました。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月14日 開会 9時30分 閉会 16時43分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大鳴二郎	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	上野安是	簗戸利昭
西田久志	三輪順治	大滝文則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	佐藤文則
建設経済部長	田邊義博	水道部長	笠行眞太郎
総務部次長	川田純士	市民生活部次長	大舌 熱
健康福祉部次長	中原康夫	建設経済部次長	妹尾福登
会計管理者	笹井洋	秘書広報課長	妹尾光朗
企画課長	山下浩道	定住促進課長	唐木英規
財政課長	渡辺聰司	税務課長	佐藤和也
市民課長	橋本良啓	環境課長	北村容子
子育て支援課長	猪原慎太郎	介護保険課長	川上邦和
健康医療課長	田平雅裕	偕楽園長	藤代旨弘
健康福祉部参事	柚野裕正	甲南保育園長	松山睦美
芳井保育園長	三宅弘美	商工観光課長	谷本悦久
農林課長	谷昌彦	芳井支所長	三宅孝一
美星支所長	金高常泰	監査委員事務局長	小出堅治
出納室次長	大元広子	消防団参事	長川行雄

総務課長補佐	藤原 雅彦	市民課長補佐	三宅 誠
福祉課長補佐	伊達 卓生	都市建設課主幹	田中 大三
教育長	片山 正樹	教育次長	山田 正人
学校教育課長	川上 吉弘	生涯学習課長	田辺 晶則
生涯学習課参事	綾仁 一哉	文化課長	武田 吉弘
スポーツ課長	宮 良人	図書館長	山本 高史
学校給食センター所長	土井 義宏	市立高校事務長	三村 信介
庶務課長補佐	飛田 圭三		

(3) 事務局職員

事務局長	三宅道雄	事務局次長	岡田光雄
------	------	-------	------

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

台風の影響を踏まえまして、開会日の調整ですが、議長さん、局長さんにいろいろな計らいをいただきました。なおかつ、議員の皆様方にも深いご理解をいただきましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。そういう中でも、心配していたものの、予定どおり本日開催できまして、本当にお礼を申し上げたいというふうにも思っております。

さて、この台風の接近によりまして、新たな取り組みということで、市民スポーツの日のイベント、これを中止させていただきました。まずもって残念でならないというふうな思いがしております。

さて、この台風第19号の対応について、少しばかり紹介をさせていただけたらと思っておりますが、12日までの事前準備といたしまして、井原警察署、それから建設業協会へ台風への警戒、あるいは協力体制を確認をさせていただいておりました。あわせまして、土のうの作成を500、それから職員への警戒態勢を確認したところであります。職員の対応でありますが、13日の月曜日でありますが、警戒態勢を56人でとてまいりました。朝の7時58分の暴風警報の発令から、56人により警戒態勢をとったということであります。それから、同日の深夜になりますが、23時39分に暴風警報が解除になり、警戒態勢を解

いたということあります。明けて14日ですが、被害調査に27名で当たったところでありまして、朝7時から協働推進課4名、それから6時ですが、それに先駆けて6時から、水防班23人、市内パトロール及びJAさんとともに農業被害の調査を、現段階においてもやっているというところであります。現場の対応ですが、井原町の本町から土のうの要請がありまして、土のうを配付いたしております。これが50。それから、市内パトロール及び倒木等への対応ということで職員が出向いておりますが、井原警察署との連携を保ちながら対応をしました。なおかつ、水防団の待機、水位が超えたということで、待機の依頼をお願いしたということです。

それから、皆様方への周知ということですが、緊急告知端末のお知らせくんによる情報提供であります。結果、注意喚起ということになりますが、暴風警報発令に伴います注意喚起を2回、それから台風接近に伴う注意喚起を2回ということがありました。結果、自主避難はなしということになりましたが、問い合わせが4件あったということです。現段階までの台風19号への対応で、引き続き、農業被害等への調査をやっていきたいというふうにも思っているところであります。

以上が対応のことです。

そうした中でありますが、本日は予算決算委員会を開催いただきました。皆様方にはご多用の中、お集まりをいただきありがとうございます。

この委員会に付託されております事案であります。全ての会計における平成25年度決算についてであります。慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうに思っているところであります。

本日はどうぞよろしくお願いします。

〈議長あいさつ〉

〈認定第1号 平成25年度井原市一般会計歳入歳出決算について〉

〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（三輪順治君） 1件だけお願いします。88ページ、1件だけ。

住民票の戸籍手数料の内訳の中に、40節で閲覧手数料というのがあります。今ご説明では3,999件分ということですが、閲覧団体の数とか閲覧ルールというのはどういうふうに周知、もしくは閲覧に当たっての心構えという、そういうものについて簡単でいいですからお知らせをください。

市民課長（橋本良啓君） 閲覧の団体件数については、現在数字は持ち合わせておりませ

ん。

閲覧の条件といいますか、これにつきましては、ダイレクトメールとか企業の私的なものについては許可をしておりません。ほとんどが国等による市民へのいろんな調査ものを請け負った会社、業者からの閲覧でございます。

以上です。

委員（三輪順治君） その国とかの公的機関が委託をした業者等による、いわゆる公用的な閲覧であろうと思いますけれども、その際、今、数は、正確でなくてもいいんですけど、大体、時期的なものとか、大体何件、何団体ぐらいですか。限られとんですか。毎年同じなんですか。それとも、何か特別な年ですか。お答え、わかればお願いします。

財政課長（渡邊聰司君） 件数につきましては、私のほうから申し上げたいと思います。

市民課で取り扱っております件数は63件でございます。

市民課長（橋本良啓君） 閲覧した業者につきましては、毎年決まった業者でなくして、その都度、国とかからこういう業者がこういう調査のために閲覧の申請に行くので、申請が来たら受け付けてくれという、まず情報提供がありまして、その後に来られるという状況で、毎年同じとは限りません。

以上です。

委員（三輪順治君） 閲覧方法と閲覧に当たってのルールを簡単でいいですから教えてください。

市民課長（橋本良啓君） 申請のありました地区とか人数をランダムに抽出しまして、それを職員が立ち会いのもと、市民課の机で閲覧をしていただいております。

委員（三輪順治君） 閲覧に当たってのルールというのは特に定められてはいないでしょうか。職員の立ち会いでそれは補完できるとということですか。

あと、これはコピーはできないと思うんですが、鉛筆等、筆記で書くことは多分許されると思うんですが、そこらあたりの運用をちょっと教えてください。

市民課長（橋本良啓君） 委員さんのおっしゃるとおり、コピーや写真は撮れませんので、全て筆記で書き写していただいております。

委員（三輪順治君） 結構です。

委員（森本典夫君） 市税についてお尋ねしますが、市民税の個人が前年に比べて3.1%減少、法人が25.4%増加しているというふうになってますけれども、この要因はどう分析されておられますか。

税務課長（佐藤和也君） まず、市民税の個人につきましては、個人所得の減少が要因と考えております、25年度の課税所得金額を見ますと、総額は441億9,942万円余りで、前年度より2.4%減少しております。

次に、市民税の法人につきましては、一部企業の業績の回復によりまして增收となったものと考えております。法人税割額の上位20社で調定額全体の約7割を占めておりますが、この上位20社を見ますと、前年度を上回った企業が14社、下回った企業が6社で、20社の法人税割の合計は前年度より1億1,593万円余り増加しております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 市税の収入比較で、収納率、前年度に比べますと、固定資産税とか軽自動車税、それから都市計画税あたりが前年度より収納率が下がってるんですが、収納率を上げる努力は毎回されておられると思うんですが、そのあたり、なぜ下がったのか分析されておられますか。

税務課長（佐藤和也君） いずれも個人に係るもの収納率が下がっておりますので、個人所得の減少といったことが要因になっておるものと考えております。また、軽自動車税につきましては、2年に1回の車検の際に納められるというケースが多くあります、納期限の厳守をしていただくように、PRにも努めたいと思っております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 収納率アップのために引き続き頑張っていただきたいと思います。

市税の不納欠損処分についてお尋ねしたいと思うんですが、平成24年と25年比較しますと、固定資産税、それから都市計画税などが大幅に件数がふえてるんですけども、そのあたりの分析とあわせて、なぜそういうふうになったのかあたりをお聞かせいただきたいと思います。

税務課長（佐藤和也君） 市民税の法人、固定資産税、都市計画税で不納欠損額がふえておりますが、いずれも高額の不納欠損事案がありまして、金額が増加したものでございます。

委員（森本典夫君） 高額というのはどのぐらいあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいのと、それから先ほど言いましたように、固定資産税、都市計画税、金額的にはかなりの金額ですけれども、そのあたりでもう少し分析はされておりませんか。

税務課長（佐藤和也君） まず、不納欠損処理の金額でございますが、市民税の法人で、この事案につきましては63万2,000円、固定資産税で8,784万5,787円、都市計画税で706万7,813円でございます。いずれも差し押さえ財産なしで不納欠損処理をしております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 事由別でいきますと、固定資産税が、先ほど話がありましたが、差し押さえ財産なしが125件で8,800万円、それから生活困窮がかなり多くて145ということになっておりますし、都市計画税もそれに伴って同件数になりますけれども、この

生活困窮というのはどういうふうな方がそういうふうな形で不納欠損で落としているのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

税務課長（佐藤和也君） 生活困窮の方につきましては、その方の収入や生活の状況の把握に努めまして、その状況を勘案した上で分割納付等の納税のお願いをしてきたところでございますけども、生活の維持に大変困っておるといったことで、滞納処分の執行を停止しまして3年を経過しても状況が変わらないといったことで不納欠損処理に至ったものでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 特に、生活困窮の方で、なかなか大変な生活をされておられてこういう形になったと思うんですけども、生活保護の受給などについては、何かそういう方面での指導はされておられますか。

税務課長（佐藤和也君） 生活困窮に伴って、税の納付に困っておられる方につきましては、個別の相談の際に減免等に関するをお示しをして対処しておりますほか、生活保護を受けられる方につきましては、社会福祉事務所と連絡をとりながら対応しておるところでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） そちらの指導はしっかりとさせていただいて、生活保護を受けられるような状況の方は生活保護のほうへ行っていただくと、行っていただくという日本語おかしいですが、受けていただくというふうな指導を強めていただきたいということをお願いしておきます。

あわせて、17款の株式等譲渡所得割交付金についてお尋ねしますが、予算現額が230万円なんですが、収入済額がぐっとふえまして2,944万円ということになっておりますが、この原因、要因、詳細に分析されておられますか。

財政課長（渡邊聰司君） 株式譲渡所得割交付金につきましては、大体予算的には前年の実績、あるいは県の試算値、このあたりを参考に予算組みをしております。平成25年度の当初予算につきましても同様の手法で予算編成をしたわけなんですが、実際、平成25年度におきまして、景気が回復傾向にあるのか、株式の取引が非常に多かったということ。これ、譲渡所得割の交付金につきましては、原資の5%が県税として入ります。それが多く入ってきたということが原因でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

委員（佐藤 豊君） 1点だけ。済いません。

民生費の県補助金の100ページのところの一番上の児童健全育成交付金30万4,000円なんですけども、保健師等々の人材育成と言われましたけど、何人これで対応されたんですか。ちょっと質問が違いますか。

財政課長（渡邊聰司君） 申しわけありません。その内容につきましては、できましたら民生費の歳出のところでご質問いただけたらというふうに思っております。

委員（佐藤 豊君） ごめんなさい。

財政課長（渡邊聰司君） 申しわけございません。

委員（森本典夫君） 88ページの墓園管理手数料の件数は何件でしょうか。

財政課長（渡邊聰司君） ちょっと済いません。もう一度、何の手数料か教えていただけたらと思います。

委員（森本典夫君） 25のボエンと読むんじゃない、墓の園、墓園管理手数料の件数。

財政課長（渡邊聰司君） 25節墓園管理手数料につきましては、56区画に対するものでございます。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

委員（森下金三君） それでは、124ページの真ん中の辺にあるんですが、生活保護法第63条による返還金ということであるんですが、ちょっと生活保護法第63条というのはどういうような内容のものなんでしょうか。142万円ほど返還されると。

財政課長（渡邊聰司君） 63条といいますのは、不当に受給しようとする意思がなかった場合で、届け出、申告を速やかに行わなかったとき、あるいは市であったり被保護者が予想しなかった収入があったことが後になってわかったという場合、こういった悪意がない場合の余分に払った保護費を返還していただくというものでございます。

委員（森下金三君） これは1件のみですか。

財政課長（渡邊聰司君） こちらにつきましては、上から七、八段目に法第78条というのがございます。こちらにつきましては、ちょっと悪意を持って受給があったというふうなことに対するものでございまして、この両者を合わせまして23名分のものがございます。

委員（森下金三君） 78条が出たら、悪意があつてということは、悪意あつたということは、78条による徴収は何件ですか。合わせて23名というんですが。

財政課長（渡邊聰司君） ちょっとしばらくお待ちください。

委員（森下金三君） 時間がかかったら、もう後でええです。

委員長（藤原清和君） これは後から報告してもらうということで。

委員（森本典夫君） 同じく124ページの太陽光発電売電収入で、駅前、荏原小学校、大江公民館、グラウンド・ゴルフ場、それぞれ幾らかお知らせください。

財政課長（渡邊聰司君） 井原駅前のトイレでございます。こちらが45万2, 832円、荏原小学校14万928円、大江公民館3万3, 554円、グラウンド・ゴルフ場10万6, 974円でございます。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

委員（三輪順治君） 1点だけお願ひします。112ページです。

利子及び配当金の中で112ページ、上から10行ぐらいですか、高等教育機関調査研究基金預託利子、それから小田スポーツ・芸術振興、例に挙げて悪いんですが、預託原資とそれから利率、それぞれ教えていただきたいと思います。

委員長（藤原清和君） ただいまの質問わかりますか、即。

すぐ出ませんか。預託金額と利率じゃ言よってん。

会計管理者（笹井 洋君） 高等教育機関調査研究基金預託金でございますが、原資は270万円です。利率については、3口ありますて0. 025%から0. 450%です。

それから、小田スポーツ・芸術振興基金の預金でございますが、原資は900万9, 763円で、利率は、2口ありますて0. 025から0. 45です。

委員（三輪順治君） 0. 025から。

会計管理者（笹井 洋君） 0. 45です。

委員（三輪順治君） もう一度、元金を確認します。高等教育機関等の関係が270万円程度ですね。それから、小田スポーツの関係は元金が900万円程度ですね。

会計管理者（笹井 洋君） 900万9, 763円です。

委員（三輪順治君） それで、細かいようなんですが、利子が、元金が少ないにもかかわらず、高等教育がちょっと多いですね。ちょっとわかりませんが、何かあれば教えてください。これ以上聞きませんので。何でこがになるんです。

会計管理者（笹井 洋君） ご存じのように、基金というものは、普通預金、定期預金、国債等の債権で運用しとりまして、高等教育機関については利率のいいときの国債が一部ございます。それから……。

委員長（藤原清和君） ほかに何かあるんですか。

会計管理者（笹井 洋君） 小田スポーツ・芸術振興基金につきましては2口ございまして、定期でございまして、それぞれ中間利息をいただいております。期間は違いますが。

委員長（藤原清和君） 先ほどの。

財政課長（渡邊聰司君） それでは、内訳を申し上げます。

まず、法第63条に係る者です。こちらが14人。それから、法第78条に係る者が10人。合わせて24となるんですが、うちお一人の方が両方1件ずつあるということで、実人員は23人。延べ人数で24人ということになります。

委員（森下金三君） その78条による徴収した件数が10人、そういうことなんですが、金額的には大きな金額というのはどのくらいなんか。それと、徴収が全て100%不正で取ったものが、取ったというたら表現悪いか。支給してもらうたもんが、そんな場合、全額10人に対しては払っていただいたのか、まだ残っとるのがあるのか。63条の分も一緒です。

財政課長（渡邊聰司君） まず、ここに書いております金額は25年度中に歳入した金額ということでございますが、実際には収入未済がございます。ちょっと私、説明を1件漏らしておりました。大変失礼いたしました。

121、122ページをお願いいたします。

雑入の収入未済額が全体で801万303円ございます。この内訳なんですが、まず生活保護法の63条に係るもの収入未済が417万8,648円。それから、78条に係るもののが300万5,646円。それから、他の項目になりますけど、農地流動化助成金の返還金、こちらが2名ございまして、13万6,009円。それからもう一件、高屋駅周辺区画整理事業の精算金、こちらが1人で69万円が収入未済としてございます。

以上です。

委員（森下金三君） それで、よろしい。

委員（三輪順治君） 関連して、ちょっと私もこういうこと初めて聞いたんで、124ページのいわゆる悪意による保護法の適用で、25年度がこれだけお返しになって、26年度以降もお返しなさる用意があると思うんですが、こういうふうなことになるのはどうしてこうなるんですか。たしかケースワーカー、昨年聞いたら3人いらっしゃって、それぞれに頑張っていらっしゃると思つとるんですが、結果として78条だということで断定した背景には何があったんですか。それとも逆に、その保護受給の決定をした際にそれが見抜けなかつた要因等があればお示しをいただきたいと思います。

財政課長（渡邊聰司君） 申しわけありません。担当課のほうに確認いたしまして後ほど回答させていただきたいと思います。

委員（三輪順治君） お許しいただきや、歳出のほうで聞かせてみてええですか。

委員長（藤原清和君） 峴出。

委員（三輪順治君） おってんないけ。

委員長（藤原清和君） そのときでよろしいですか。

財政課長（渡邊聰司君） ちょっと詳しくはあれですけど、基本的には就労収入があったにもかかわらず申告をしなかったというのが大半でございます。

委員（三輪順治君） だから、それをなぜつかめなかつたかというのを聞きよるんです。

財政課長（渡邊聰司君） そこまでちょっとわかりかねますので、できましたら峠出のほうでお尋ねいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〈なし〉

〈峠入全般〉

委員（大鳴二郎君） 峠入の全般でありますけれども、先ほど森本委員さんから不納欠損についてちょっと聞かれたんですけど、これは時効の期間がありますか。何年ですか。

税務課長（佐藤和也君） 不納欠損につきましては、滞納処分の執行停止後3年となっております。それから、徴収権につきましては5年が時効となっております。

以上でございます。

委員（大鳴二郎君） 今、5年と言われたんですけど、今ここへ載つとる不納欠損は、時効の手続を怠った場合にこういう金額、破損とかいろいろありますけど、そういうことも皆含んどるということになれば、今から時効前ということになれば、5年前なんですけど、21年のなにになるんですけど、そのように考えていいんですか。それとも、今載つとるのは24年度の分と考えていいんですか。どっちですか。

税務課長（佐藤和也君） 不納欠損につきましては、地方税法に規定がございまして、先ほど申しました滞納処分の執行停止後3年を経過したとき、それからまた滞納処分の執行停止をした時点で徴収できないことが明らかであるとき、このときに納税義務が消滅するとされておりまして、このたび高額の事案がございますけども、これにつきましては、滞納処分の執行停止した時点で徴収ができないということが判断されましたので、その時点で不納欠損処理をしたものでございます。

委員（大鳴二郎君） だから、今載つとるのは何年ですか言よるん。

税務課長（佐藤和也君） 市民税の法人につきましては、平成14年、15年、18年から20年の分でございます。固定資産税につきましては、平成12年から平成25年まで。都市計画税につきましては、これも平成12年から25年までのものでございます。

以上でございます。

委員（大鳴二郎君） わかった。

〈なし〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（西村慎次郎君） 132ページです。

総務費一般管理費の中で、別冊の地方自治法第233条の第5項の規定による施策の成果に関する説明書の8ページに内訳が書いてあるんですが、最初に芳井健康増進福祉施設管理運営費ということで6, 800万円の実績があるという報告で、この決算書のどの節に幾ら計上されているか、一部ご説明はあったかと思うんですが、6, 800万円がどこに上がっているかというご説明をお願いいたします。

芳井支所長（三宅孝一君） それでは、その6, 800万円の内訳なんんですけども、まず委託料の中に、2, 394万1, 050円というのがあると思うんですが、2, 394万1, 050円が委託料です。それから、需用費の内訳なんんですけども、需用費が全部で3, 503万8, 123円ございまして、内訳なんですが、まず電気料1, 673万1, 187円、それから水道料141万9, 680円、それから燃料費でLPG代なんですが、これが1, 470万506円、それから小さい修繕料が、細かくは言いませんが、全部で218万6, 750円、それから建物保険料2万3, 720円、これは役務費になります。それから、工事請負費、これが修繕工事で869万4, 000円、それから備品購入費、これはウォーターサーバー等ですが、37万1, 175円、これを全て合わせますと6, 806万8, 068円。

委員（西村慎次郎君） ありがとうございました。

会員登録者数が25年度は1, 288人で、延べ利用者数が10万1, 510人というところなんですが、過去3年間の推移というのはどういう状況でしょうか。

芳井支所長（三宅孝一君） 利用者数でいいですか。

委員長（藤原清和君） 推移。3年間の推移を尋ねておられます。

委員（西村慎次郎君） 会員と利用者と両方。

芳井支所長（三宅孝一君） まず、利用者数なんすけども、23年度が8万184、24年度が8万7、170、それから25年度が9万3、626。

それから、会員……。

委員長（藤原清和君） 会員数の推移が出ますか。3年間。

芳井支所長（三宅孝一君） 済いません。後ほど説明いたします。

委員（西村慎次郎君） 後ほどで構いません。

別件で142ページです。

緊急告知端末器についてですが、25年度は3、806台の購入ということで、芳井、美星への配布ということで、これで全戸への配布は完了したという理解でよろしい。配布率は100%でしょうか。

企画課長（山下浩道君） 予定している全戸への配布、ご案内は完了しております。配布率は88.7%となっております。

委員（西村慎次郎君） わかりました。

それから、聴覚障害者用の緊急告知端末器60台購入ということですが、実際に配布されている台数が何台でしょうか。

企画課長（山下浩道君） 確認をします。後ほど。購入は60台ですが、実配布数は確認をさせてください、後ほど。

委員（西村慎次郎君） 後ほどでいいです。

緊急告知端末器のほうへ戻るんですけど、緊急告知端末器は配布率が88.7%ということですが、在庫というんですか、今手元にある台数というのは何台でしょう。

企画課長（山下浩道君） 在庫が570台です。

委員（西村慎次郎君） 残り12.3%の配布残も含めて570台という理解でいいですか。

企画課長（山下浩道君） 失礼いたしました。不要とおっしゃられる家庭の分570台含めて、在庫が2、110台となります。

委員（西村慎次郎君） この2、110台が、今後端末器の故障等での交換用として利用していくという理解でよろしいですか。

企画課長（山下浩道君） 故障の交換にも使いますし、それから例えばお知らせくんのボリュームが今まで大きく過ぎるとかいろんなクレームもあったんですが、今年度からは放送音量を一定化するようなシステム改修もしておりますので、そういうことでの不快感といいますか、利用したいという要望がふえてくれれば、一旦断られた方も、また導入していただけるものと期待しておりますので、そういう方への貸与も期待しております。

以上です。

委員（西村慎次郎君） わかりました。

芳井支所長（三宅孝一君） 失礼いたしました。先ほどのご質問なんですが、まず23年度が、先ほど言いましたのに都度利用者が入っておりませんでしたので、8万7, 215人、24年度が9万4, 843人、それで25年度が10万1, 510人。会員数が、23年度が1, 201人、24年度が1, 252人、25年度が1, 288人でございます。失礼いたしました。

委員（森下金三君） 今、西村委員に関連してのASUWAの件なんですが、昨年、年々と利用人口がふえとるということで、駐車場の問題で、あそこの前も道を拡幅しまして、駐車場スペースが7台か9台かなんか減少するというようなことで、空き地がある、そのほうを利用したらどうかということで申し上げたときに、検討しますというふうにたしか総務部長じゃったんじやなかったかと思うんですが、お答えになられました。1年間たったわけですが、どういうふうに検討されるとかということがお聞きしたい。まだ検討していないならまた引き続きしてもらわにゃいけんのんですが。その辺はどうでしょうか。

芳井支所長（三宅孝一君） 現在、前の道を拡幅しております、それで7台、ASUWAの前の駐車場が減っております。前の生涯学習センターが約100台とめられます。とめられる台数に対して、ASUWAの利用者と、それから生涯学習センターの利用者の駐車台数がどういうものかを、今見ておりまして、検討はいたしておりますとこでございます。

委員（森下金三君） 早急に検討していただきたいと思います。と申しますのが、支所長もご存じのように、生涯学習センターではいろんなイベントをします。そういうときに、例えば今度、ふるさと祭りかなんかやるときでも全面使うということになると、非常に駐車場に困るというような状況も発生しますので、いろいろと調査をして、できるだけ利用者が利用しやすいような駐車場というものの確保に向けて努力していただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

委員（三輪順治君） 138ページをお願いします。

定住促進にかかるところです。いばらぐらしの新築補助金は88件で、市内業者による工事が28件、市外業者が60件というのは、本会議とか資料を通してわかったんですが、実質市外からこの補助金を使われて市内に転入された方の数を教えてください。

定住促進課長（唐木英規君） 9月末現在になりますが、市外から転入された方が23件で71人、市内での住みかえが146件で544人ということで、9月末現在になりますが、延べ件数で169件の補助金を交付いたしているところでございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） オーケーです。

委員（簗戸利昭君） 乗り合いタクシーの運行委託ということで各エリアが書いてあるんですが、利用人数も書いてあります。これに対しての各エリアの運行費用がわかれれば教えていただけたらと思います。

企画課長（山下浩道君） 7つのエリアで、まず天神山・上野・西吉井エリアの経費が13万6,200円、もう一つ高原・高瀬エリアが64万1,700円、それから次に峠村・野畑エリアは利用がなかったので0円でございます。それから、高屋北部エリアが150万7,710円、上稻木エリアが33万9,300円、次に高月が29万850円、最後に門田エリアが7万5,900円となっております。

委員（簗戸利昭君） ありがとうございました。

委員（藤原浩司君） 136ページの中段、夏まつり実施等委託料の内訳と、それから146ページ上段の講師謝金等の内訳と、パートナーシップ推進員の総延べ人数と、実際がこの推進員の方々がどのぐらいのような時間数動かれてるのかお知らせください。

それと、148ページ、防災士資格取得補助金73万2,000円、これは何名分でしょうか。

以上です。

委員長（藤原清和君） まず初めに136ページ。

市民生活部次長（大舌 黙君） まず、136ページの夏まつり実施等委託料ということでございますが、この内訳は、通常行っております夏まつりの委託料が300万円ございます。これ例年のものでございますが、それにあわせまして新曲の楽曲をつくった委託が250万円、合わせまして550万円となっております。

続きまして、146ページ、まず講師謝金等31万9,097円でございますが、これにつきましては2件ございまして、1件は審査員の謝金がございます。これはまちづくり事業と頑張る事業の補助金の外部審査をお願いしております審査員の謝金が16万7,332円。それと、リーダー研修会、それからまちづくり研修会等の講師をお願いしております。リーダー研修会を3回、それからまちづくり講演会を1回、それからまちづくり職員研修会を1回、それからシンポジウムを1回ということで、講師の謝金をお願いしております、これが15万1,765円ございます。この2件分でございます。

それから、パートナーシップ推進員でございますが、13地区に各2名ずつおります。延べの時間、回数ですけども、協働推進課に活動申請があったものが、昨年度が209回、時間に直しますと515時間が活動内容でございます。それから続きまして、148ページの防災士の補助金でございますが、これは12名分に係るものでございます。

委員（藤原浩司君） 136ページ、まんてん踊り250万円かかったということで、これはわかりました。

次の146ページでございますが、このパートナーシップは26人というのも私も存じ上げるわけですが、実際が209回出られると。延べで515時間ということになりましたら、結構な時間の残業でありますよね。それははっきりと言って日中ということはほとんどないと思いますので、公務の間外で動かれるとと思うんです。それに対しては、労働基準法の中でも25%以上の割り増しということも考えられる、していかなくてはならない中で、この金額的に156万円が実際これがきちんと報償としてお支払いになる、きちんとした違反のない金額であるかということを十二分に気をつけていただきたいなと思います。というのも、本当に今のお忙しい公務の中を外れて各地域へ行かれるわけです。職員の方も人間です。実際が忙しい公務の中で、時間外で市民の方々に笑顔をもって優しく接していただくことというのは本当に大変なことだと思うんで、この辺は留意していただきたいなと、私のほうから申し添えたいと思います。わかりました。

講師の謝金のほうもよくわかりました。

それから、防災士資格取得補助金73万2,000円は12名分をお伺いしました。これは毎年、大体このぐらいの人数でいかれるんですか、それとも何年に1回というような形で補助金を出されて取得していただきよろしくどうでしょうか。

市民生活部次長（大舌 勲君） 防災士につきましては、25年度から新規で始めまして、各地区、まずは1名ずつということでお願いをいたしております。本年度も引き続き、各地区にお願いしております、各地区に数名の防災士を育成したいという計画でおります。

委員（藤原浩司君） 13地区で12名ということを言われましたけど、ちょうど都合の悪い方もおられるんでしょう。順次、防災士の資格を各地区に置かれるというのはいいことなんで、ぜひともこれはどんどん続けていっていただきたいなと。結構年齢の高い方がおられますんで、若い方にも出ていただいて取得していただくような啓発のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

企画課長（山下浩道君） 142ページの関係で、緊急告知端末器の備品購入費の関係でございます。聴覚障害者用の緊急告知端末器の実貸与台数でございます。45台でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） 148ページの先ほど出ました防災士資格取得補助金についてですが、12地区で12人というのは説明のほうにありました、今後もふやしていくということでありますが、この年度でいつごろ資格を取られたのか。そして、それ以後、この年度でどういう活動をされたのか。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

市民生活部次長（大舌 真君） 25年度初年度でございましたが、昨年につきましては、研修試験が12月2、3でございました。実際に承認といいますか、資格が、合格通知が来たのが11月末ということでございました。失礼しました。試験研修が11月2、3にございまして、実際に合格通知が来たのが11月末ということでございます。25年度中には特に会議は設けておりませんが、具体的な打ち合わせをしておりまして、まず防災士会議を持とうということで内部協議を行っておりまして、実際には4月になりまして、第1回のそのメンバーで防災士会議というものを開会いたしております。この会議で26年度の、こしちょっと中止になりましたけども、防災訓練への参画ということで、この防災訓練での参画と、それからその後の意見とか提言とかいただくということで考えておりましたが、なかつたということでございます。活動としては、そこまでの活動でございます。

委員（森本典夫君） 12地区ということでありますが、今年度もこの時期にまたやられるんだろうと思いますが、大体数名、二、三人言わされましたか。地区でそういう形で何人か出られると、今度は資格取られると、地区でもいろいろ会議をされるというようなことにもなってくるんではないかというふうに思います。最終的には全地区で何人ぐらいを考えておられて、また全体の活動の内容についてはどういうふうなことを考えておられますか、現時点です。

市民生活部次長（大舌 真君） 担当課が今考えておりますのは、各地区で3名程度は必要だろうと考えております。先ほど、森本委員さんもおっしゃいましたように、市全体での活動もさることながら、地域での活動ということが大事になってくると思いますので、複数名の育成をまずそこまではやりたいと考えております。その後につきましては、地区の人口の大きさ等々もございますので、また検討したいと思っておりますが、最低3名ぐらい地区で育成をしたいと考えております。

活動につきましては、先ほど申しました、主に地区内での防災活動への助言、企画、そういうものも含めまして、市全体の、先ほど言いました防災計画、それから防災のイベント等への参画をお願いしたいと考えております。

委員（森本典夫君） 12人の年齢構成を教えてください。

市民生活部次長（大舌 真君） ちょっと今持っておりますので、また後ほどお願いします。

委員（森本典夫君） あと一地区合格者がいないということになるんだろうと思うんですが、どこででしょうか。

市民生活部次長（大舌 真君） まず、実は12名の受講がございましたが、実際に今資格を取られた方が11名ございます。現在、資格のない地区が荏原地区と西江原地区ということでございます。

委員（森本典夫君） これについてはよろしいです。

もう一件。

158、160に関連してですが、市会議員選挙、それから参議院選挙についての委託料の部分で、ポスター掲示場設置業務委託料246カ所ありますが、これは市議会が3段、それから参議院が2段ということでありましたが、設置箇所は数変わらないわけですが、金額的には3倍、参議院と市議会とで3倍ですが、この違いは材料費によるのか、そこらあたりが、人件費はそう変わらんのだろうと思いますが、そのあたりの違いがどこにあるのか。具体的にこの委託料の中身を言っていただければわかると思うんですが、そこらあたりちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務部次長（川田純士君） ちょっと具体的に設計書なんかは今持ち合わせておりませんが、基本的に材料費が当然、大きさが全く違いますので、材料費は要りますし、人件費につきましても、1カ所を建てる時間、それから労力、またそれを撤去する労力、大差があろうかと思いますんで、約3分の1、3倍の費用の違いがあるというふうに思っております。

委員（森本典夫君） ということは、材料費だけでなく、いろいろそれにかかるわる、今言われました人件費とか、撤去するのに時間がかかるとか、大きいのと小さいのではそれくらい違うんでしょうけど、そこらの違いで全体的に差が出て3分の1で済んどると、参議院はということになるのだろうと思いますが、具体的に委託料の重立ったものの詳細を教えてください。

総務部次長（川田純士君） それは、見積もりによっていただいておりますんで、具体的にはわかりません。

委員（森本典夫君） 業務委託料として出しどるわけですから、市会議員選挙は350万円ほど、参議院選挙では106万円ほど出しどるわけで、その内訳が見積もりでもうるから中身がわかりませんというのはちょっと理解に苦しむんですが、昼からで結構ですから、また説明をください。

総務部次長（川田純士君） 仕様書発注をしておりますので、設計ではございませんので、仕様書に従って業者が幾らの見積もりをしたかということになりますんで、そういう差になります。仕様書にはちゃんと、どういった何カ所どこどこで、どういったもので、高さがどれくらいでという規格等、全てのものを網羅したものをして、それによって見積もりをとっています。

委員（森本典夫君） そこら素人でようわからんのですけど、業者が出されたのを、ほなそれでいきましょうという形でやりよるわけで、細かいことは点検しようらんのでしょうか。そのあたりがちょっとシステムがようわかりませんので、ちょっと素人にわかるように説明して、納得いくように説明してください。

総務部次長（川田純士君） ですから、発注に際しては、仕様書によって見積もり合わせをして、一番安いところで、それだけの仕様書に合った仕事をしていただいております。

委員（森本典夫君） ですから、その中身を教えてください言よるん。それで、どこにそれだけ、3分の1の差が出てくるのか。どこに出てくるのか。全体的に出とんなら、今の課長の話じゃ、全体的に出てくるという話ですが、それぞれ市議会選挙と参議院選挙での差異を、それぞれ具体的に教えていただければ納得なんですが。それが出ませんというのがようわからん。

総務部次長（川田純士君） 仕様書で発注しておりますので、あくまでもそれだけの市側の要求に対して、それだけを満足していただければ、見積もり合わせで一番最低額のところに委託するということが当然だと思います。

委員（森本典夫君） 当然、相見積もりしてから、見積書出してもらうて、一番安いところでお願いするということですが、その中身というのは、市としては全く関係ないという話、今の話では。

総務部次長（川田純士君） 仕様書を業者に出しておりますので、それによって設置をしていただいて、その中に細かいことが書いてありますので、それによって搬入から設置、撤去をしていただいております。それに対して、市選管も、一件一件、現地を検査に行っておりますので、それによって検査で合格したという形で支払っております。

委員（森本典夫君） 説明聞いてもようわからんのじゃけど、何でそこの差異が出てくるのかという差異をはっきり具体的に数字的に教えていただけることはできないんですか。

総務部次長（川田純士君） 仕様書も違いますし、差異はできません。

委員（森本典夫君） 委託料、それぞれ市会議員と参議院とあるわけじゃけども、仕様書に基づいてやっていただきとるという、その仕様書の中身は、市としてはこういうふうにやってくださいというふうにしてるわけですから、そのしとる中身を教えていただいたら差異が出てくるんじゃないですか。それが僕、何ぼしても理解できんのじゃけど。

総務部次長（川田純士君） 差異というのは、先ほど申しましたように、規格の大きさと、それによります材料、人件費の差異。

委員（森本典夫君） じゃから、項目がいろいろあるわけでしょうから、その項目で主にどういうところが差がでているんだというのを教えていただいたら納得なんんですけど、今の話じゃ、仕様書でいきりますからわかりませんじゃというのは、どうもわかりません。

総務部次長（川田純士君） 午前中に説明しましたけども、改めてポスター掲示場の区画を申し上げますと、市議会議員選挙のポスター掲示場の区画については3段の30区画でございまして、縦が1, 365ミリ、横が5, 005ミリの板を4本の柱で支えるという仕組みでございます。それから、参議院議員選挙につきましては2段8区画でございまして、縦

が910ミリ、横が2, 275ミリでございます。それで、柱は2本というような格好で使用しております。そういった中で、先ほども申し上げましたように、材料費の高低、それからそれに伴います労務賃の関係で、参議院議員と市議会議員、こういった金額に差が出てきているということでございます。ちなみに、両方とも同じ材質で同じ業者が結果的にとっています。

以上です。

委員（森本典夫君） よろしゅうねえけど。何もわからんが。

何もわからんのじゃけど、市議会のほうが350万円ほど、それから参議院が106万円ほどなんですが、それを市が発注するというか、そこらがようわからんのじゃけど、相見積もりを出してもらうて安いところへ、何社か出してもらうんでしようが、出してもらうて、市がこういうことでやってくださいというふうなことでやっとることについて、これだけでやりましょうということで、基本的にはこの金額に近い金額で出たんでしようけど、その中身は全く、人件費がどのぐらい要ろうが、材料がどのぐらい要ろうが、こっちが3段で柱4本建てて、2段で柱2本建ててやってくださいということで、246カ所かやってくださいというて出したら、はいはいわかりましたというて、向こうがこれだけでやりましょうというたら、それで決まりよるということでええんでしょうか。中身は余り関係なしに。ちょっとそこらあたりがようわからんのです。

総務部次長（川田純士君） 大ざっぱに言うとそういうことなんんですけども、そういった期間であるとか、どういったものでやってほしいといったような仕様書があって、それに従ってやっていただきたいとるということです。

委員（森本典夫君） やっぱりようわからんのじゃけど、材料はこういうものを使うてくださいと。それから、その中に人件費はどのぐらい要るから、トータルで市としてはこのぐらいですというようなことは具体的には出てこんのですか。仕様書というんか。そこらの仕様書というのが、僕、ようわからんのですけど、そこらあたり何か具体的に出てきて積み上げたもんが市会議員選挙、参議院選挙の看板建てる費用になってくるんじやと、僕は素人判断で思うんじやけど、積み重ねというのは全くどこへも出てこないんですか。

総務部次長（川田純士君） 具体的なそういった積み上げは出できません。最低限、例えば仕様として、ポスター掲示場の共通仕様としては、リサイクル製品とすることとか、区画線の幅は5ミリメートル以上とすることとか、表題、注意書き等、区画番号の字体はアラビア数字、ゴシック体とするととか、文字、区画線、区画番号とも黒色とし、表題、注意書き、下段に掲示番号を入れること。各区画は1辺の内径が43センチメートル以上の枠囲みの正方形とし、実線をもって明確に区分すること。区画数は先ほど言いましたように、2段、8区画としというような、そういった形で文章で仕様書をつくっております。

委員（森本典夫君） わかりました。それで、市会議員選挙では何社が見積もりを出されたんでしょうか。それから、参議院選挙では何社が見積もりを出されたのでしょうか。それで、最低が同じ業者へという話でしたけども、そこで決まったということでしょうが、そのあたりお聞かせいただいて、もうこの質問、ようわからんけど終わります。

総務部次長（川田純士君） 市会議員選挙も参議院議員選挙も5社の見積もりでございまして、最低価格を提示されたところに落札をしております。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

委員（簗戸利昭君） 芳井の健康増進施設のことについてお伺いします。

先ほど言わましたが、会員登録者数が、25年度の第233条の5項の規定による施策の成果に関する説明というとこに出りますが、会員登録者数が1,288人と出りますが、これは市内の方ばかりでしょうか。市外の方もおられますか。わかれば、市内、市外の人数を教えていただけたらと思います。

芳井支所長（三宅孝一君） しばらくお時間ください。

大変失礼しました。井原市内の人人が81%ぐらいです。それから、岡山県内が12%、そして広島といつても福山市ですが7%です。内訳なんですか。

委員長（藤原清和君） 今の答えでよろしいですか。

委員（簗戸利昭君） 結構です。

委員（森下金三君） 140ページをお願いします。

140ページの一番上に、行政改革審議会委員7人ということですが、25年度当初予算は15万6,000円で、見ますと12人分で2回開催というふうに大体予定してあるんですが、これで見ると1回ということなんですが、12人のうち7人ということは5人欠席というような状況なんですが、このことについて、なぜこのくらいな大勢の人が欠席されとのかなというのを1つお聞かせ願いたいのと、それと今年度、行革の委員のメンバーがかわっておると。公募で募集をしたのが、この資料を見れば4名と、前も4名じゃったかと思うんですが、公募人数というのが大体どのくらいぐらい公募があって4名を選ばれると。それで、構成は公募は12人のうち4人というのはもう決めてあるのか、それとも自由なんじやけど4名にしとるというふうなんで、まずこの辺をお聞かせ願いたいと思います。

企画課長（山下浩道君） まず、25年度の予算においては2回の開催を予定しておりましたが、25年度において24年度の行政改革実績の報告について1回の審議で済みましたものですから、都合1回の開催にとどまっております。また、それぞれの委員さんのご都合が合わなかった。ご案内に対しまして合わなかつたということで、出席が12名中の7名にとどまったくということでございます。

それから、今年度の行政改革審議会委員の更新、任期満了に伴いまして更新に当たりまし

ては、12名の委員のうち公募4名とまずあらかじめ決めまして、広報なりホームページなりで募集をかけております。

以上です。

委員（森下金三君） 公募は今年度、ええんかな。何名公募があつたんですか。

企画課長（山下浩道君） 6名の応募がございました。

委員（森下金三君） 6名のうち男女の振り分けは。

企画課長（山下浩道君） 4名が女性で2名が男性です。

委員（森下金三君） この4名が女性ばかり今年度見ればあるのと、もう一点、不思議に思うんですが、この公募するときに、市のほうからこの公募された中に依頼をされて公募して応募してくれんかといって言った形式がありますかどうか。

企画課長（山下浩道君） 6名のうち4名が女性の方になったというのは、応募の申込用紙の内容、申し込みの行政改革に対する考え方とか思い、そういうしたものについて評点を付しまして、審査員4名の評点の高い順に、結果的に女性の方4名が、公募委員として採択されたということでございます。

それから、公募委員に応募してくださいということは、もともと委員であられたような方には、今、募っているので応募してくださいという声掛けはさせていただいております。

委員（森下金三君） ということは、この中の6名のうち新しい人も何名かは公募されたということじゃけど、審査において、2名は適さないということで女性の4名と、男性の2名というのは公募内容を見て余りよくなかったというふうに判断されたということでしょうか。

企画課長（山下浩道君） 評点を付しまして上位から4名の方を公募委員として委嘱させていただいたということでございます。

委員（森下金三君） 以前やられとった人に公募になってくれんかということで連絡される。これ2年任期ですから、補助金なんかを、使用料なんかを見直すというようなことで、新しい視点から見ていくということになれば、随時新しい人にかえて、視点を変えて見ていくことが必要だろうと思うんです。しかしながら、公募した中には、電話いただいて、もう続けてするのがどうかと思うけ、誰かにかわってもらえんじゃろうかというふうに言われたということも聞いとるんですが、今後、選んでいく基準としたら、もっと公平に選んでいくということをやっていかんといけんと思うんです。この2年間はもうここで選んどるからかえるわけにはいかんのんですけど、次に選ぶときには、本当に公平に公募していくことが必要だろうと思う。こちらから2年引き続きやってくださいというようなことでやるんも、本当はたいがなんじゃけど、まあ言うてきたけ、公募へ書いてくれ言うけ、書いて出したという人もおられるわけですから、今後そういうことを気をつけてやっていただき

かんといけないと思うんですが、その点どうですか。

企画課長（山下浩道君） 募集と選考に当たっては、できるだけ公平な運営に心がけたいと思います。ただこのたび4名、委員になっていただいた方も、即そのままではなくて、例えば1期間があいてるとか2期間があいてるとか、そういった場合もございます。過去において、多角的なご意見、あるいは斬新、的確なアドバイスをいただいているような経緯もございますので、ぜひできるだけ多数の応募があったほうが、より資質の高い委員さんを選ぶことができるものと考えておりますので、一定のお声掛けはさせていただくことはあるかもしれません。できる限り公平な運営に心がけてまいりたいと思います。

委員（三宅文雄君） 150ページの右上のほうに、井原鉄道施設管理費補助金というのがあるんですが、前年から約600万円ぐらいふえとんすけれども、なぜこんなにふえたのかということと、それから下から2段目ぐらいですか。事務補助臨時職員賃金というのも同じく前年よりも大分ふえとると思うんですけども、なぜこんなことになったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

税務課長（佐藤和也君） まず、150ページの下から3つ目の事務補助臨時職員賃金の増でございますが、これは2名分でございまして、そのうち1名が育休職員の代員でございます。この育休代員分が増となったものでございます。

以上でございます。

企画課長（山下浩道君） 平成24年度は通常の、いわゆるインフラ部分に対する基盤設備維持費の補助が主体でございましたが、平成25年度におきましては、老朽化が著しい橋梁やトンネルなどの緊急老朽化対策事業というものを実施しております、それに対して特別な補助の加算が530万円程度ですが、ふえております。

委員（三宅文雄君） ちょっと井原鉄道の施設管理費補助金につきまして、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。内訳を教えてください。

企画課長（山下浩道君） 平成25年度で申し上げますと、通常分が1,862万3,000円でございます。それから、先ほど申し上げました緊急老朽化対策事業分が530万2,000円でございます。

委員（三宅文雄君） ということは、前年度はもう通常分で、今年度に限り緊急分がふえたという解釈でよろしいんでしょうか。

企画課長（山下浩道君） そのとおりでございます。

委員（三宅文雄君） よろしゅうございます。

市民生活部次長（大舌 熱君） 森本委員さんの質問に未回答の部分を回答させていただきます。

148ページの防災士の年齢ということでございました。昨年11名お取りいただいたお

りますが、年齢の高いほうからいいますと、60代が5名、50代3名、40代2名、30代が1名の11人でございます。初めてということもありまして、それから2日間の試験ということもあり、この選考に当たっては地域で安全・安心に取り組まれているリーダー、それから消防団のOBといった方を中心に選考いただいておるようでございます。

なお、ことしもう既に募集をかけて、来月行きますが、ことしにつきましては、昨年の防災士の方もお骨折りをいただきまして、年齢構成が若くなっております。ことしのを言いますと、60代が2人、50代が4人、40代が4人、30代が1人、20代が2人ということで、全地区から推薦をいただいております。

以上です。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（荒木謙二君） 決算審査の意見書の17ページ、福祉基金助成事業費が600%、6倍にふえておるんですが、これはどういったものがふえているのかお示しいただければと思います。

健康福祉部次長（中原康夫君） 25年度につきましては、積立金3億円を積み増しをしておりまでの、それが主な原因でございます。

委員（荒木謙二君） ありがとうございました。

それから、施策の成果に関する説明書の戦没者追悼式は決算書では164ページに当たると思うんですが、説明をいただきましたが、記念品代と、それから委託費とバスの借り上げのみでございますでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 需用費の中で手提げ袋とかの消耗品を買っておりまし、当日の弁当代、食料費がございます。ですから、需用費で25万8,234円、それから役務費で、通信運搬の費用があります。それらを合わせて戦没者追悼式の総費用が184万1,854円となっております。

委員（荒木謙二君） ありがとうございました。

それともう一点、老人福祉の敬老事業、これは172ページになると思うんですが、祝い金、それから敬老行事委託料等々ご説明をいただいたんですが、これが全額でしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 施策の成果では、3,247万1,490円となっております。内訳ですが、報償費として記念品代、これはグループホームとか特定施設に入所されている入所者への75歳以上の方の記念品です。タオルを配付しております。それから、

敬老祝い金が1, 575万円。それから、郵便料として1万8, 000円。それから、敬老行事と、それからもう一つ、米寿と金婚の記念写真の撮影を委託しております。44万6, 250円、合わせて先ほどの額になると思います。

委員（佐藤 豊君） 178ページ、177、178の負担金補助及び交付金の中の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金ということで、保育士さんとか職員の皆さんのがんばり改善ということで説明がありましたが、対象者は何人ぐらいになられるんですか。ほいで、この金額でどのぐらいの処遇改善の補助金になる、金額的にはどのぐらいになるんでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） まず、対象となる職員数でございますが、常勤職員、非常勤職員とおりまして、非常勤職員を常勤職員に換算した数字になるんですけども、135.5人。それから、どれぐらいの影響額かということで、これ当然、保育園によっても、その職員によっても差があるんですけども、平均でいきますと、月額7, 382円から1万1, 946円の間でございます。

委員（佐藤 豊君） これ単年度の補助金制度でしょうか。何年か続いた制度なんでしょうか。ちょっと調べてないんで、その辺教えてください。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） この25年度につきましては、昨年の9月で補正で上げさせていただきまして、26年度も継続で今現在も行っております。

委員（森下金三君） 先ほどの164ページの戦没者追悼式の質問がございました。この中で、記念品代66万1, 841円というのがあるんですが、これは遺族の方が言われてんで、記念品、毎年ろうそくを記念品として出されるとと思うんですが、遺族の希望で、ろうそくばかりたまるんで、たまには線香をぜひとも記念品として出してほしいというふうなことがございましたので、この場をかりまして要望しておきますが、どうでしょうか。

委員長（藤原清和君） 要望を言う場じゃないから。

委員（森下金三君） わかりました。結構です。そういう意見があったということを。

委員長（藤原清和君） それは聞いといてもろうて。

委員（森下金三君） 頭へ入れといいて、ぜひ来年度についてはそういうことをしていただきたいというふうに言つときます。

委員（三輪順治君） 午前の歳入の生活保護に絡んでございます。ページでいうたら185、6ページです。

生活保護の事業全体関連しますけども、国から4分の3という温かい目配りがあるんですが、国の補助も絡ませて話しさせていただくと、この不正受給というのはいろいろな事情があったとしても、やはりあってはならないケースであります。しかし今、きょう午前中お聞きすると、結構なケースが、世帯が見受けられました。

まず、お聞きしたいんですけど、ケースワーカーは市内3名でよろしいんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（三輪順治君） 次に、今回の悪質な、悪意を持った、通常の不正受給といいますか、それが結果として不正になつたんですが、午前中もお尋ねしておりますけども、見抜けなかつた要因とか手口というものは、これはどういったもんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 78条返還金、徴収金のことだと思うのですが、それが発生する主な理由は、就労収入です。保護の申請の際、ワーカーが聞き取り調査を行いますが、就労していませんという申告によって、就労収入はないということで、保護を受給開始した後に、税務調査をかけたら、実は就労収入があったというようなケースでございます。

委員（三輪順治君） こういった時代ですから、かなり厳格な、いわゆる生活保護行政をやっていただく必要があると思うんですが、申告を基本的には信じていくということでいいんですけども、税務調査を後でやつてわかつたということで、1年間、25年度で返還金かなり出てますよね。26年度以降も今の計算ですと結構な額になりますよね。そうすると、20世帯で金額はいろいろあるんですけれども、国のガイドラインといいますか、生活保護の受け付けに際して、そういう申告を裏づけるような、何か調査するとか、そういうのものはないんですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 本人の申告によるものとされております。

委員（三輪順治君） そうすると、単純に考えれば、うそを言うたら通る可能性があるんですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） ですから、ここの78条徴収金というのが発生するものと思います。

委員（三輪順治君） それでは、税金、一応かなり額にもなりますから、県の指導とか国の補助金等の返還も含めて、いろんなことにさわってきますから、支給をするかどうかのスタートのときに、そういうきちつと調べて、ご指導なさって、別に本当に保護に値いされる方は、これは受け入れをされればいいんですけども、悪意の不正受給というのは許されんことなんで、ぜひ県ともご相談の上、そこらあたりの運用を含めて、こういうことのないように、できるだけ少なくなるよう、できればゼロがいいんですけど、お願ひしたいと思ってますが、運用担当課としてのお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

健康福祉部次長（中原康夫君） 基本的には、窓口に来られて申請される方の申告によると。それをまず疑つてかかるというのは、ちょっといかがなものかと考えております。

委員（三輪順治君） 次長、疑つてかかるという表現は、僕に対してはおかしな表現なんで、私は、申告は正しいものとして考えりやいいと思うんです。ただ裏づけをとってほしいと思います。疑え言ふんじゃないんです。裏づけがあつて初めてこういうものがなくなつっていくわけですから、役所へ行って申告すりや終わるということじゃなくて、やっぱり役所の

ワンステップの次のきちつとした決定するためには、それがないと受け入れられないということについては、保護決定まで2週間程度あると思うんで、できることはないんじゃないですか。疑ってかかるというのは発言を取り消してほしいです。

健康福祉部次長（中原康夫君） 税務調査といいましても、税務課の調査は1年前の収入ですので、今時点の収入というのは、実はなかなか本人の申告以外にはつかみづらいものがございます。そのあたりの事情は察していただきたいと思います。

委員（三輪順治君） そうすると、マイナンバーになりまして、これからいろんな情報がドッキングされますね。そうすると、そういうことがなくなるというふうに理解してよろしいですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） なくなるかどうかは、現時点では何とも言えません。

委員（森本典夫君） 先ほどの件ですけども、悪意ということで説明がありましたのが、申請を受けたと。その後、いろいろ調べた結果、収入があったというようなことで、うつたてのところでそういうふうになってるのがほとんどなのか。それから、途中で、申請して保護もらってましたけども、途中勤め出したのを途中で申告するのを申告せずに、そのまま収入がないというような形でいったケースもあるんではないかというふうに思うんですが、そこらあたりはどういうふうな中身になってるんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 78条の徴収金の法律を読み上げてみると、不実の申請、その他不正な手段により保護を受けということになります。ですから、78条の徴収金は、就労をしてないという申告をされたにもかかわらず、後で就労していると、就労収入があるということがわかったという。それから、63条の返還金につきましては、申告の額が、例えば申告された以上に実は収入が、申告はしたんだけれども、それ以上にあったとか、それから年金が遡及適用されたとかといった場合が63条の返還金になります。

委員（森本典夫君） ということになりますと、一応いただいていたけれども、途中、1年間の間で、途中から例えば半年後から勤め出して、それを申告しなければいけないのに申告しなかったというのは、悪意にはならないというふうな判断でいいんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 保護の受給者につきましては、定期的にワーカーが訪問したり、窓口に来られたりして就労状況なんかを確認していますので、その時点で不実の申告をされていたら、悪意があったというふうに、78条のほうへ計上すると思います。

委員（森本典夫君） ですから、そういう2つのケースがあるということで理解していくべきいいんですね。わかりました。

引き続いて、172ページの委託料のいきいきデイサービス委託料、軽度生活援助事業委託料、実人員では利用人員が、いきいきのほうが363人、それから軽度生活援助サービスが496人ということでありますが、今の報告では、延べ人数がかなりの数になっていると

いうふうに思いますが、このいきいきデイサービス、それから軽度生活援助については、どういうことをどういうふうにやっておられるのか、中身をお知らせいただきたいと思います。

健康福祉部次長（中原康夫君） まず、いきいきデイサービスですが、これは介護保険の介護認定を受ける前の人、または介護認定を受けたけれども、支援にならなかつたというような人を対象に、介護予防を目的に、市内のデイサービスセンターへお願ひをして、6カ所ですか、お願ひをして、デイサービスを行っているものです。日常生活の生活指導とか、日常動作訓練、健康チェック、送迎、入浴、食事、そういったものでございます。1回当たり委託として市が3,500円、本人負担が1,000円となっております。

それから、軽度生活援助サービスでございますが、これはおおむね65歳以上のひとり暮らしとか高齢者のみ世帯で構成された世帯で、2週間に4時間以内の範囲で、食材の手配とか、洗濯物の出し入れとか、そういった日常の軽易な援助をしているもので、シルバーへ委託しております。1時間当たり100円、委託料として1時間756円をシルバー人材センターへ支払っております。

以上です。

委員（森本典夫君） それで、かなりの方が利用されているようですが、評価としてはどういうふうな評価とされますか。この制度といふんか。制度ですね。

健康福祉部次長（中原康夫君） いきいきデイサービスについては、介護予防の役割を果たしているし、軽度生活援助サービスにおきましては、ホームヘルプサービスの補足的なものとして、非常に有効に活用していただいておると認識しております。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（佐藤 豊君） 狂犬病の187ページ、188ページなんんですけど、先ほどちょっと言ったんですけど、頭数が市内2,662頭ということで載つとるんですが、ここに不用額という形で金額が幾らか残ってるわけですけども、全登録の犬に狂犬病予防の予防接種はされてるんですか。できてるんですか。

環境課長（北村容子君） 実際に、予防注射を受けておるのが、全体の約6割というふうになっております。

委員（佐藤 豊君） そうしますと、あと4割の犬には注射をされてないということで、そのことによって、飼い主の皆さんに後から督促をするとかということはされてるんです

か。そういうこともされるようになってるんでしょうか。

環境課長（北村容子君） 注射を実際に受けいらっしゃらない飼い主の方には、年度末に通知を差し上げております。してくださいという通知を差し上げております。

委員（佐藤 豊君） 接種の費用というのはどのぐらいかかるんですか。1匹に対して。

環境課長（北村容子君） 接種料は2, 250円です。

委員（佐藤 豊君） 今、殺処分を極力控えましょうという全国的な取り組みの中で、ちょっと関連して申しわけないんですけど、そういった野放しの犬というのは、環境課のほうでは把握をされてますでしょうか。

環境課長（北村容子君） 把握というほどのことはないんですが、野犬でうろうろしているというふうな苦情がございましたら、折を設置し、保護に努めています。

委員（佐藤 豊君） そうした件数は年間にどのぐらいありますでしょうか。

環境課長（北村容子君） ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお答えします。

委員（佐藤 豊君） それで結構です。終わります。

委員（森本典夫君） 191、2ページの笑って健康元気アップ事業の中で、笑顔の食育参観日、朝食パワーアップ教室というのを新たにやられたということで、593人が参加しているということになりますが、これはどういうことをやられているのか。また、やられた結果、評価はどういうふうにしておられますか。

健康医療課長（田平雅裕君） 市内13の幼稚園で、14回実施しております。1園、人數の関係で2回実施をいたしております。内容といたしましては、参観日の日に保護者、それから幼稚園児と一緒に決められた料理をつくりまして、食に関するお話でありますとか、それから朝食の大切さ、そういったものもあわせて普及啓発をいたしております。アンケート調査も25年度実施いたしまして、保護者のほうからの感想といたしまして、子供となかなか家庭では時間がないのでいい機会になったとか、それから包丁を家庭ではなくべく使わせないようにしていたんだが、子供は割とできるなということ、それから朝食の大切さについて改めてわかったとか、それからお菓子とか砂糖に含まれる塩分であるとか糖分、実際に知つてみて驚いたとか、そういうようなご意見をいただいております。

以上です。

委員（森本典夫君） ということは、市としても大変評価をしとると。いいことだなというふうに思つておられるということでいいと思いますが、今後もより、この回数をふやすとかというようなこと、そんなにええもんなら回数をふやすとかというようなことは考えとられませんか。

健康医療課長（田平雅裕君） 回数をふやすというのは現在考えておりませんが、本年度、保育園、市内保育園全園で、保育園でも実施をいたしております。保育園と幼稚園で2

回実施をして、このまま継続して実施をしていきたいと考えております。

委員（森本典夫君） そんなにいいものなら、できれば幼稚園、保育園、年間2回、2回で、それぞれ保育園から幼稚園へ行ったら、また経験できるというような形で、食育をより一層充実したものにしていくということは考えられませんか。

健康医療課長（田平雅裕君） 保育園の時代に1回と、それから幼稚園になって1回というふうに、小学校へ上がるまでに2回を実施しておりますので、当面は、この2回受けただくようことで進めてまいりたいと考えております。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（坊野公治君） 200ページの負担金補助及び交付金の資源回収推進団体補助金64団体128件とお聞きしたんですが、具体的にどのような活動か教えていただけますか。

環境課長（北村容子君） こちらは、子供会であるとか、それから地元自治会であるとかといったふうな団体が、資源回収をされた場合に補助をするというものでありますけれども、1キロ当たり6円を補助の対象とさせていただいております。

以上です。

委員（坊野公治君） 結構です。

委員（三宅文雄君） 198ページの委託料の中で、指定ごみ袋配達業務委託料というのと、一番下段にごみの正しい分け方・出し方ガイド配達等業務委託料というのがあるんですけれども、具体的にお願いいたします。

環境課長（北村容子君） 上段の指定ごみ袋配達業務委託料は、毎月販売店さんにシルバーさんのほうから、販売店さんにごみ袋を配達してもらう業務です。

それから、一番下のごみの正しい分け方・出し方配達等業務委託料、これは、昨年8月に新たにごみの正しい分け方・出し方ガイドを作成しました。それを自治会長さん宛てにシルバーさんのほうから配達してもらった委託料ということです。

以上です。

委員（三宅文雄君） ありがとうございました。

環境課長（北村容子君） 先ほどの野犬の捕獲件数ですが、年間で39頭ということでございます。

〈なし〉

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（森本典夫君） 205、6、7、8ということで冬ぶどうが出てきます。206では、品質向上推進事業委託料80万円、それから名称は違うんですが、冬ぶどうブランド力向上対策事業補助金ということで、これが30ついてますが、どういうことをどういうふうにしたのか。

それから、これは説明書のほうで、15ページの中ほどに、冬ぶどうブランド力向上対策事業費補助金というのがあって、その説明のところに、2段になって、実証ほ設置となつたんですが、このほというはどういう意味でしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 205ページ、6ページの冬ぶどう品質向上推進業務委託料につきましては、こちらのほうは、井原市ぶどう部会のほうに委託いたしまして、冬ぶどうの品質向上の実証実験を行うために、平成25年度は西江原町の賀山実証ほ場において、かん水施設の工事、客土工事などを行い、品質向上の推進を図る事業を行ったものでございます。

107ページ、108ページの冬ぶどうブランド力向上対策事業につきましては、冬ぶどうのブランド化を図っておりまして、品質のばらつきや果肉の軟化という課題がございまして、こちらのほうを対策するために、こちらのほうはブドウの品種の紫苑に限りまして、品質向上を図るために研究を行うとともに、冬ぶどうを持ち寄って、各農家さん方にこの程度の品質を冬ぶどうとして出荷しましょうといった、そういった基準を統一するために検討会を行いまして、その辺のブランド力の向上対策とするとともに、先進地視察を行いまして、ブランド力の向上対策をしたものです。

それと、施策の成果の15ページの実証ほ、こちらのほうは、ブドウの園地のことを指しております。園地、ブドウを栽培している農地のことを実証ほと呼ぶことから、圃場ということで実証ほ、農地ということで記載させていただいとります。

委員（森本典夫君） わかりました。

208ページの先ほど説明いただきましたが、ブランド力向上対策事業補助金ということで、いろいろ努力はされているようであります。今年度もなかなか色がつかんとか、なかなか難しいとかという話は聞きますが、この25年度で、今言われたようなことをやられて、成果が上がったように思われるのか、またこれだけの補助金を出したことによる評価はどういうふうにされておられますか。

農林課長（谷 昌彦君） 25年度の出荷実績でございますが、昨年度は猛暑ということございまして、冬ぶどうの生育が幾分悪かったということになりました、出荷量が2.1トン、出荷額が260万円となっております。試験をすることによりまして、紫苑に対しま

しては、ある程度の追肥とか保温も必要になってることがわかってきています。今後、そういう調査結果をもとにして、出荷量、出荷額がふえていくように、農家の皆さんと取り組んでいきたいと考えております。

委員（森本典夫君） 成果は徐々に出るというふうに判断できるんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 数量自体は少ないですが、農家の皆さんも冬ぶどうとして取り組まれております。なおかついい品質も出すように努力されておりますんで、その辺はつながっていると考えております。

委員（森本典夫君） 今年度、期待します。終わります。

委員（佐藤 豊君） 今の件について関連なんですけども、先進地視察ということで紹介がありました。具体的には、場所がご紹介できるんでしょうか。そこでは、どういった先進的な取り組みになっておるのでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 先進地視察の視察先は、岡山市の一宮の紫苑の圃場になっております。そちらのほうでは、先ほど言いました追肥とか、あと保温管理もやられとりまして、それなりの成果も上げられておると聞いております。その辺を勉強されて、農家の方々も井原市のほうに取り組んでいきたいと考えておられるところでございます。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（三輪順治君） 204ページお願ひいたします。

先ほどの説明では、この農業委員会費の中の委託料で、保守業務が農家台帳の保守業務とおっしゃったんですが、農家台帳というのはどがなもんですか。ちょっとわかりやすう教えてください。

農林課長（谷 昌彦君） 農家の方々が農地を所有されているのを一元管理しているシステムでございます。

委員（三輪順治君） 要素とすれば、農地面積とか、内容をちょっと簡単に紹介していただけませんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 所有者名、地目、畑、田、農地面積となっております。

委員（三輪順治君） 一元管理という意味はどういう意味ですか。

農林課長（谷 昌彦君） 所有者の、先ほど説明しましたけど、所有者の方の住所、生年月日、そういうものを含めまして、所有者の情報と農地の情報、それを一つに取りまとめたものとして管理いたしております。

委員（三輪順治君） ちょっとまどろっこしい言い方されるけど、要は、地目とか面積があるんですが、耕作されるとかどうか、何を耕作しとるかというのは入っとんですか。

農林課長（谷 昌彦君） 何を耕作してるかは入力いたしておりません。耕作の状況につきましても、農家台帳システムのほうには計上いたしておりません。

委員（三輪順治君） 最後にしますけど、いわゆる耕作放棄地の情報がこれからはとれな
いんですか。

農林課長（谷 昌彦君） 耕作放棄地の状況につきましては、毎年度、農業委員会のほう
で農地利用状況調査を行つとりまして、1筆ごとに耕作しているか、どんな状況なんか調査
いたしまして、別のシステムのほうに入力をいたしております。そちらのほうで管理してま
いりたいと考えております。

委員（三輪順治君） 最後にしよう思うたんじやけど、何、ダブルシステム、つまり農地
台帳と耕作放棄地の台帳というのは別のシステムで管理されるとのことで、合綴はしてないと
いうことですか。

農林課長（谷 昌彦君） やっておりません。

委員（三輪順治君） ちょっとくどくなつて申しあげないんですが、もうやめようと思うた
んですが、まさにこれから農業を、井原で生かしていくために必要だからこそ聞いておるん
であつて、例えばG I Sとの関連については、27年度以降、県のほうでいろいろ使えるよ
うになるとおっしゃつて、そのためには、台帳を、要するに合わせないと、そういう情報も
得られんし、むしろ農地のほうは、田舎のほう、特に美星、井原もそうなんんですけど、相続
関係も非常に難しくなつたという気がしとるんです。したがつて、これからの農業を考え
る場合のベースになるのが土地の活用だと私思いますんで、ひとつ、きょうは決算審査委員
会ですから何も申しませんが、今の台帳が統一されてないということが問題なので、これか
らG I S等地理情報として使っていく場合に、どうしても必要となつてくると私は思います
ので、ひとつ前向きにご検討をお願いしたく要望として発言させていただきます。

委員長（藤原清和君） 要望じゃない。

委員（三輪順治君） 要望なしなら、そういうお気持ちはありませんか。

農林課長（谷 昌彦君） 来年度に向けて、農地台帳システムの補修にもかかるところで
す。そのほうには、国、県の意向も入つておりますが、その辺でどうできるか、対応を相談
してみたいと考えております。

委員（柳井一徳君） 206ページですけど、有害鳥獣駆除事業費補助金の中の説明書に
載っております強い集落づくり育成モデル実証支援1地区とありますが、これは具体的には
どういう支援であり、どこの地区、支障がないんであれば教えていただきたいと思います。

農林課長（谷 昌彦君） こちらのほうは、青野町の池ノ内地区で実証実験を行いました。
集落点検とか集落での講習会、こちらのほうも先進地視察を行つて、地域での有害
鳥獣対策を話し合つて、これから対策に取り組むことを取りまとめたものでございます。

委員（柳井一徳君） 講習会等を開かれるということなんですが、この有害鳥獣の防護
柵であるとか、そういったことについての講習会なんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 効果的な防護柵設置とか、集落で有害鳥獣防止対策で取り組むこととか、あとは集落を点検しまして、防護柵が適正に設置できてるかどうかということまで確認して、地域の有害鳥獣対策を機運を盛り上げるようなことを行っております。

委員（柳井一徳君） ありがとうございます。

これは、モデルということなんで、いい効果が出れば、こういう集落づくりを広げていくという考えが基本的にあるということですか。

農林課長（谷 昌彦君） こちらのほうは、県の補助事業となっておりまして、そちらのほうで、地域での取り組みを考えるという地域がありましたら、協議をしながら県のほうに相談をかけていきたいと考えております。

委員（柳井一徳君） ありがとうございました。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（森本典夫君） この商工費を見たときに、不用額がたくさんあるなということで、款の段階でも不用額が1割以上、それから項の段階でも1割、時には2割弱というところがあるというふうに見て、これを説明いろいろお尋ねしようと思うんですが、何ばか説明がありまして、商工振興費の中の委託料の中で、緊急雇用の関係だとか、それから負担金補助及び交付金の中では、8本の矢の執行残というようなことがありましたが、かなり大幅に残っていることに対してはどういうふうに認識しておられるのか。それは仕方がなかったということになるのかどうなのか。これだけの予算つけとて、中には2割ほど残すというような状況が生まれているわけでありまして、募集したけどなかつたというようなこともありましたけれども、そのあたりもう少し詳しくお聞かせいただくのと、どういうふうに認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

商工観光課長（谷本悦久君） まず、緊急雇用の関係が、かなり全体では2,000万円弱ぐらい残っておりますが、これにつきましては、25年度の補正予算で予算をお願いしておりました。そこで、緊急雇用の採択の要件という中に、創業が10年以内の企業が対象であったことということもありますし、それ以外にいろんな手段を使って企業への周知を図ったんですが、予算がついてから公募までの間にちょっと時間が、日たちが足りなかつた、それで周知不足があつたことが原因じゃないかなというふうには感じておるところであります。

それから、イバラノミクスの8本の矢でございますけれども、これ8本の中で実際に6本

が執行しております。実は、その中のもう2つ、イバラノミクスの中で非自発的離職者雇用応援助成金というのがあるんですが、これは実は、25年度申請は出ております。しかし、離職者を雇用して1年経過しないと補助金が出ないということで、これにつきましては26年度で執行する予定にしております。

それから、駅前通りの賑わい創出事業の補助金、これを当初は3,000万円予定をしておりましたが、これは実際には申請がなかったということで、なかなか8本の矢の中で初めてのことありますので、予算的に見積もりが立たなかつたということにならうかとは思うんですが。

委員（森本典夫君） 今の説明でわからんでもないんですが、緊急雇用は緊急雇用ですが、8本の矢はかなり市長も力を入れて、対外的にもPRをする中でのこういう状況だというふうなことで、ちょっと寂しいなというふうに思うんですが、今年度は一定程度知つていただいて、利用していただくということにもなってくるんだろうと思いますが、そういう意味では、言ってみれば、期間も短かったということとあわせてPR不足というようなことはしっかり反省されておられますかどうでしょうか。

商工観光課長（谷本悦久君） 今申しましたPR不足というのは緊急雇用のことでありまして、この8本の矢につきましては、当然、初めてのことですので、商工会議所等に協力いただきながら、企業の方には説明を、実際には説明会も開催をさせてもらっておるところであります。

委員（森本典夫君） そういう中で利用がなかつたとかというようなことになってきてるわけで、そういう意味では、これだけの予算をつけてやっていくという中で、それが残ってしまったというようなことは大変まずいことだろうというふうに思うんですが、そこらあたりの認識はどうでしょうか。

副市長（三宅生一君） 私どもは、地域経済が活性するために市として何をなすべきかということをまず着目しております。そういう中で、当たるか当たらないかというよりも、皆さんが何を欲しているかということにも見たいというふうにも思っております。ですから、座取りとして予算をお願いし、使っていただけるようにはしておりますが、これから経済が上向く、そのことを行政のほうから取り入れてほしいという意味で出している施策というふうに理解してほしいなと思います。もちろんこういった中で、これが要る、あれが要るというのはこれからどんどん出てくると思うんですが、8本で足らないからさらに8本打つてきたというのが気合いとして思っております。ですから、使っていただきたいという側と、使いにくいなというのがきっとあるんだろうと思うんです。それは、ある意味ミスマッチかもしれません、こういったところで不用額を生んだのはそういうことかもしれません、これを重ねていくことによって、結果、地域経済が、井原市の経済が前に行くんだろうと

いうふうに思っておりますので、単純に執行残が多いということでもって事業効果が望めなかつたというふうに理解していただきたいでほしいなというふうに思っております。今後も、地域経済活性化のために何が必要かということを探求し続けていきたいと。近隣に負けない経済政策を井原市独自で打っていきたいというふうに思っております。

委員（森本典夫君） よくわかりました。本当に実のある施策にするためには、関係者の声をしっかりと聞いていただいて、本年度以後も本当にこういう矢を放つてもらってよかつたなというふうにしていただきたいと思いますので、そういう意味では、26年度もそういう形でやっておられると思いますが、今後ともどうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

委員（河合謙治君） 216ページの委託料の中で、先ほど地域産業活性化事業委託料ということで、井原デニムに関して1社ということで出たんですけど、2行ぐらい上なんですけど、井原デニムによる地域活性化事業委託料というのもあるんですけど、何が違うんでしようか。ちょっと説明していただきたいんですけど。

商工観光課長（谷本悦久君） まず、地域産業活性化事業委託でございます。これは、1社、実は井原鉄道へ委託しております。これは、鉄道やバスの車両及び駅舎を活用したジーンズのふるさと井原のPR、それから市内のデニム関連企業を中心とした産業観光コースの開拓、また井原駅構内でのデニムの手織り体験や試作品の展示等によるPRということで、そういうものをやってもらおうということで、この事業を行っております。それから、井原デニムによる地域活性化事業委託、これにつきましては、井原被服協同組合へ委託をしておりまして、これは綿いっぱい運動とか、デニムの商品化コンテスト、あるいは体験イベント等を通じて、井原デニムをしっかりとPRして活性化を図っていこうというものであります。

委員（河合謙治君） 済いません。そしたら、地域産業活性化事業委託料のほうは、もう井原デニムの何かを活性化していくというのではなくに、それに関連したものを井原鉄道としてのところでやっていくという理解でいいんですか。

商工観光課長（谷本悦久君） あくまで井原鉄道に委託しているのは緊急雇用であります。これに必要な人を1年間雇用することでの事業であります。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

委員（森下金三君） 222ページなんですが、ちょっと聞くのに、聞き漏らしたとい

か、ちょっとよくわからなかつたんでお聞きしたいんで、委託料で、上から3番目の87万3,000円、何か下鳴の砂防ダムの未執行というふうに、聞き漏らしたんですが、もう一回ちょっと。それをちょっともう一回お願ひします。

建設経済部次長（妹尾福登君） 不用額につきましては、芳井上鳴地内の日指川で、砂防指定地申請業務の未執行に係るものでございます。これは、県営事業でありますけど、指定業務は市が行うために、予算措置をしておりました。

委員（森下金三君） その未執行の理由というか、それがわかれればお願ひしたい。

建設経済部次長（妹尾福登君） 県のほうで関係者と協議をしておりますが、25年度中に協議がまとまらなかつたように聞いております。

委員（森下金三君） 続いて、226ページの一番上の用地買収の中の不用額2,100万円、用地交渉が難航、そしてまた1行あけて、またもう一遍用地交渉が難航ということですが、用地交渉が難航した理由と、それで用地交渉ができないから、そのものの事業というものが今後どうなるのかということについてお伺いします。

建設経済部次長（妹尾福登君） まず、公有財産購入費の不用額でございますが、地権者の方と誠意交渉に努めておりますけれども、まだこの時点では地権者の方のご同意が得られなかつたということで不用額になっておりますけど、銳意努力して調印していただくように努めております。

次の補償補填費及び賠償金の不用額でございますが、これにつきましても、25年度時点では交渉しましたけど、この時点では調印いただけなかつたということでありますけども、26年度において調印いただいた、努力していただいた箇所もありますので、調印いただいたところにつきましては改良工事等を行っていくということになります。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

委員（森本典夫君） 説明書によりますと、無水源地域の解消となる消火栓の新設など、消防施設の整備充実に努めというふうになっておりますが、今の説明の中でも幾らか消火栓等々をつけられたようありますけれども、市内で現在、無水源地域が何カ所あるのでしょうか。

消防団参事（長川行雄君） すぐに持ち合わせておりません、答えを。

委員長（藤原清和君） すぐ持ち合わせてないということは、すぐ答えが出ないということ。

委員（森本典夫君） そういうことじやろうな、多分、日本語じゅったら。

無水源地域を市として掌握しとられるのでしょうか。しとられなんなら、何ぼ言うても出てこんのと思うんじやけど、掌握しとるけど、たまたま資料として持ってこられてないということになるのかどうなのか。そのあたりどうでしようか。

消防団参事（長川行雄君） 全地区はちょっと掌握しておりません。

委員（森本典夫君） 全地区はしてないけれども、例えば旧井原市内はしとるとか、旧芳井はしとるとか、旧美星はしとるとか、どことどこ、全地区はしてないけれども、どこがしとられるんでしょうか。

消防団参事（長川行雄君） 現在しとるのは、消火栓等の普及が行ってる、水道が普及しておるところの中において、住宅地が5戸以上あるような場所というところの地区は把握しておりますが、他の全部の地区に関しては把握していないのが現状でございます。

委員（森本典夫君） 全地区でということはないということありますんで、わかる範囲で、この無水源地域がつかんでるんでは今何カ所ぐらいあるんだということがわかれれば教えていただきたい。

それから、そういうところはできるだけ早く簡易な消火栓も設置をするということにもなってくるんだろうと思いますけれども、そこらあたりの計画というんですか、そこらあたりはどうなってますか。

消防団参事（長川行雄君） 現在、消防施設基準によりまして、その地区に必要であろうということは現在設置を行っております。他の部分に関しての調査は、ちょっとまだわかりません。

以上でございます。

委員（森本典夫君） ということは、あるけれどもつかんでないというふうに理解するんですが、市民の方から、うちの地域は5戸以上あるんじやけれども、近所周り見ても消火栓がないというようなことが申し出があれば、その時点で調査をして、おおなるほどな、そうだったなということで設置をするというのが実情なんでしょうか。

消防団参事（長川行雄君） 現在のところは、希望がございましたら、その地区を調査いたしまして、必要であるならば設置をしていっとるのが現状でございます。

委員（森本典夫君） ということは、消火栓がどこどこあるというのは、当然掌握されるとと思うけれども、その後、新しい家が建ったとかというようなことで、その地域外のところへ5戸以上できたというようなこともあっても、それはわざわざは掌握していないと。ですから、その地域の人が、うちについては消火栓を設置できるような条件があるのではないかなどというふうなことが要望として出れば、その都度現地を調べてやっていくというのが実情なんですか。

消防団参事（長川行雄君） そのとおりでございます。

委員（森本典夫君） できれば、そういうのもつかむのもなかなか難しいかもわかりませんが、積極的にそういうのをつかんで、いざというときのために、ここへも書いてますように、安全・安心のためにということを書いてありますが、それを追求していただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

消防団参事（長川行雄君） ご提言として承っておきます。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

委員長（藤原清和君） 教育費の説明に入ります前に、教育長より発言の申し出がありますので許可いたします。

教育長（片山正樹君） それでは、失礼いたします。先日、臨時の教育委員会がございまして、その場におきまして、教育長を再任ということで認めていただきましたので、一言ございさつ申し上げます。

さきには、議会の開会日のときに、教育委員としてご承認いただき、本当にありがとうございました。今回、瀧本市长さんが3期目を当選果たされました。最初に人を育てる住みよいまちづくりを掲げていただきまして、教育の重みを感じているところでございます。第6次総合計画の後期計画に入っているところですが、大きな表題として、心豊かでたくましいひとを育てるまちづくりということを掲げております。その目標達成のために、教育長としてまた鋭意努力申し上げるところでございます。皆様方には、引き続きご指導、ご鞭撻いただきますよう、簡単でございますが、ございさつ申し上げたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（惣台己吉君） 240ページ、7節の賃金で、学習支援員等賃金が4,470何がしになっとんですけど、等というたらお願ひします。

学校教育課長（川上吉弘君） 学習支援員等賃金の内訳でございますが、学習支援員等の賃金は、学習支援員20名のほかに、いばらっ子伸びる学力支援事業の非常勤講師8名、そ

してＩＣＴ支援員2名、小1支援員6名、巡回相談員1名、不登校相談員3名を含めたものとなります。

委員（惣台己吉君） 速ええなあや。私はわからんが。もう一回ちょっとゆっくり。

学校教育課長（川上吉弘君） 学習支援員等賃金でございますが、学習支援員が20名おります。そして、いばらっ子伸びる学力支援事業の非常勤講師、これが8名ございます。そして、ＩＣＴ支援員、これが2名、小1支援員が6名、あと巡回相談員が1名、不登校相談員を3名、以上が学習支援員等賃金でございます。

委員（惣台己吉君） ありがとうございました。

この成果に関する説明書の中の、ホリデーわくわく学習支援事業50万円ですけど、この11学校、何で11学校ですかね。11学校の内容。

学校教育課長（川上吉弘君） ホリデーわくわく学習支援事業でありますが、まずこのホリデーわくわく学習支援事業は、授業以外の補充学習の一つであります。夏休み中の平日に学校で補充学習を行うものであります。県の委託事業であり、実施は希望する学校というふうにしておりました。その中で、実は県の予算を使って、地域の指導者に指導していただいたもの、県の予算の謝金を払ったものが実は9校でございます。残り2校につきましては、教員や学校支援ボランティアを使い、県の予算を使わずに実施したものが2校でございます。締めで11校というのはそういう内訳になっております。

以上です。

委員（惣台己吉君） 県の補助を使ったのが、予算を使ったのが9校と、使わなかつたのが2校ということですね。

同じこれの成果の18ページなんんですけど、その下のふるさと井原魅力発見事業、放課後学習サポート事業、土曜学習サポート事業の新規の成果を教えていただければと思います。

学校教育課長（川上吉弘君） ふるさと井原魅力発見事業と放課後学習サポート事業、この2つでしたか。

委員（惣台己吉君） もう一個、土曜学習サポート事業。

以上3点。

学校教育課長（川上吉弘君） それでは、それぞれ順番に申し上げます。

1つ、ふるさと井原魅力発見事業、これは、ふるさと井原を愛する心を育てることを目的に、小学校4年生を対象に星の郷ふれあいセンターで宿泊、中世夢が原、美星天文台等で研修を行うものでございます。平成25年度は3つの小学校で実施いたしました。小学校4年生で行いましたので、食事をつくるのが難しかったり、活動のプログラムがゼロからの手づくりであったりということで、児童や教員ともに負担が大きい面はございました。しかし、直接的な体験で、その効果は大であるというふうに感じており、今後も実施、拡充をしてい

きたいと考えております。そしてまた、小学校6年生と中学の3年生につきましては、田中美術館の見学をしております。小学校は、それに加えてまほろば館も見学に行っております。ふるさと井原の魅力を発見し、自信と誇りを持たせるという効果は感じられておりますが、集団で美術館の館内に入るために、ほかのお客様に迷惑をかけるということもちょっと心配をしております。今後について、また運用の仕方について検討を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、放課後学習サポート事業でございます。これは、放課後、通常ウイークデーの授業のある放課後に補充的な学習を行うものということで、退職教員や支援員、地域の指導者の協力を得て実施をいたしました。市内全ての13小学校全てで実施して、全体の回数延べで426回、参加した児童数が全体で697名、延べで1万2,290名が参加をしたことになります。

土曜学習サポート事業でございますが、これは正式には地域土曜学習サポート事業、これも3つの小学校で実施を行いました。小学校区で実施となっております。児童の学力向上を図るとともに、地域の教育力向上と学校と地域の連携を深めるという効果を狙い、その効果があったものと考えております。

土曜学習につきましては、一つの学校名を申しますと、荏原小学校では回数10回、参加児童が36名、これが延べで265名が参加をしました。西江原小学校では回数10回、参加児童数30、延べで236名が参加をしております。出部小学校は回数16回、1回当たり30名程度の参加というふうに聞いております。延べの実数については、詳細確認はしておりません。私のところで済いません。

これらの事業の成果でございますが、1年間を通して業者の作成したテストを用いて簡単に測定しましたところ、大体につきましては伸びが見られるという結果でございました。

以上です。

委員（惣台己吉君） 本年度も実施されてるところがあると思うんですが、土曜学習サポート事業、これは3つの小学校でされてるということですが、これは広げられる予定とか、現在どんなでしょうか、お考えは。

学校教育課長（川上吉弘君） 平成25年度は3つの小学校区で実施を行いました。今年度、平成26年度は、これを全ての学校区に広げて実施をしているところでございます。

委員（三宅文雄君） 同じく240ページで、報償費等のところで、指導相談員謝金等ということで、前年度が196万6,830円で今年度348万円ぐらいになっとんんですけど、なぜこんなにふえたのかということ、中身についてお聞きいたします。

学校教育課長（川上吉弘君） 指導相談員謝金等の348万8,720円、この内訳でご

ざいますが、チャレンジワーク14の謝礼、そして放課後学習サポート事業の指導者謝金、訪問カウンセリング、ホリデーわくわくの学習支援事業の謝金、つまずき解消サポート事業の謝金、児童・生徒自立支援事業の謝金、不登校児童・生徒の適応指導対策事業の謝金、魅力ある学校づくり調査研究委員会等の謝金ということになっております。主には、先ほど申しました放課後学習、そしてそれに伴うつまずき解消サポート事業等の謝金がふえたというふうに考えております。

以上です。

委員（三宅文雄君） 前年と今年度とはどういうふうに変わったんでしょうか。

学校教育課長（川上吉弘君） 新規になっております放課後学習サポート事業並びにホリデーわくわく学習支援事業、この2つが大きいということになります。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

委員（藤原浩司君） 276ページの一番上段、4行目、学校給食輸送業務等委託料でございますが、これ毎年、入札でとられて、ずっと安くなって、大変価格が安いということはいいことだと思うんですが、去年たしか落札された業者さんが全員解雇、運びようた運転手さん全員解雇されちゃったということがありまして、それこそ食の安全を一番に考えにやいけんのような業務だと思います。この学校給食輸送業務というのは、働かれる運転手さんは検便までをとって、全部それを検査を受けて、その業務に携わっていいか悪いかということを調べるような期間もあり、そういった中で入札をされるのが結構遅くなって、期間が1ヶ月あるなしの状態だと思われます。今まで私がこれ見てきて。大体ふだんすると、前勤められた方を使っていただきょうるのを去年に限って解雇されたということで、物すごい困って、食べていかれんのじやという職員さんがおられて相談を受けたことがあります。それは業者さんのことじやからしがないというふうに諦めていただきました。そういう中で、去年なんかでも笠岡等々、混入事件があったのも、業務で働いて、運ばれとる方がいたずらで入れたというような現実がございました。安かろう、高かろうでいくんであれば安いほうがいいんでしょうけど、学校給食輸送業務等のあり方というものをもう少し考えにやいけんの

じやないかなと。検便もとりいのという中で、安全のことに関してはどのように担当部局のほうは思われとてんですか。お話を聞かせしていただければありがたいんですが。

給食センター所長（土井義宏君） 運転手さんにつきましては、全員解雇ではなく、何人かは前年の運転手さんが来られております。また、輸送の業務の輸送につきましては、特に運転手さん等にも衛生面とか保管の面とか、そのことをご指導申し上げまして、こちらからも安全・安心な給食を輸送していただくようにお願いをしております。

委員（藤原浩司君） 今、ご説明いただいたのはごもっともなことだと思うんですが、検便等々をとられて期間が要ります。全員かえるにしても何にしても、準備とかは要ると思うんです、請負業者さんというのは。ですから、それをよう考えたような状況の中で仕事を発注されて、入札をされるであるとか、清掃業務でありましたら2年に1回ありますので、2年に1回の委託にするんであるとかというような形にしていかないと、これ本当に、今後、学校給食の混入、給食の中に混入するというような問題がこれからなきにしもあらず、ましてや食の安全を掲げにやいけない、子供たちの安全・安心を守らにやいけない食事なんで、この辺は再度ご協議いただいて、安かろうでいいというわけにはいかんと思うんですけど、これの入札に関しては私も深くはわからないんですけど、これは最低落札価格というのは設けられとてんでしょうか。以前たしか、委員会で僕発言させてもらったことがあったと思うんですが、どうでしょうか。

給食センター所長（土井義宏君） 申しわけありません。これ財政の入札になるんですが、それは設けられていると思います。先ほど、入札の方法等につきましては、また財政課等とも協議をいたしまして、考えてまいります。

委員（藤原浩司君） ぜひとも子供たちの安全・安心な給食を運ぶ業務でございます。事件が全国的に多いんで、再度、協議いただいて、よりよく子供たちが育っていけるような食の生活を与えてあげていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

〈第65款 公債費から第80款 予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般〉

委員（三輪順治君） 1件のみ。きょう、教育長がおいででございますんで、先般、市民福祉委員会を傍聴させていただいた際に、放課後児童クラブをめぐって一、二点、ちょっと

教育委員会あるいは教育長のご見解をお聞きしたいと思いますので、まず放課後児童クラブの問題点として、ハードの関係が出たんです。ハードの関係については、本会議でも敷地内の活用を図る、空き教室の利用も図るということで、本会議で出ておりますが、その方向は確認させてもらいたいんですけどよろしゅうござりますでしょうか。

教育長（片山正樹君） 変わりございません。

委員（三輪順治君） もう一点、保健室というのがありますね。ぐあいが悪くなった子供たちがそこで保健師さんの看護等受ける。放課後児童クラブで何かあったときに、保健室の利用が、福祉部から見たら、教育委員会の敷居がどういうわけかわからんので、よう答弁ならなかつたんですが、教育委員会のお考えとすれば、同じ敷地内で放課後児童クラブがあつて、現に保健室が運営されると時間内は、その部屋を活用することについての教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（藤原清和君） ちょっと待ってください。三輪順治君、今やっていますのは、25年度についての総括質疑でございますんで、それを踏まえて質問していただきたいと思います。

委員（三輪順治君） 児童クラブの運営費が出ましたが、質問ありませんでしたが、放課後児童クラブは井原市も県も大きな補助金出しどるわけです。その中で運営上、教育委員会の保健室が児童部から見ると非常に使いにくく、言いにくくと言われたんだけど、教育委員会としては開放するお考えがあるかどうかというのを延長で聞きょうる。関連するでしょう。

健康福祉部長（佐藤文則君） 委員会のほうで、そういったご質問があったわけですが、使いにくいとかそういうことを申し上げた記憶はございません。放課後児童クラブの性格上、これは放課後において生活の場を与える場ということで、教育とはやはり現場が違うということで、実質的に敷地内に放課後児童クラブがある場合に、便宜上、例えば見てくださるという場合はありますけれど、基本的にもう学校を退室し、学校から出た状態であるので、また放課後児童クラブの設置の趣旨からいって、保健室を使うことは難しいということをお答えさせていただいております。

委員（三輪順治君） 子供、子育てという一体的な今のいわゆる子供の居場所を考える空間が、あるいは施策が出るとのけです。私が傍聴して、ちょっと思ったのは、部長おっしゃることはわからんでもないんです。

委員長（藤原清和君） ちょっと、三輪順治君、この会は、今言よってんように、25年度の決算について、全般の総括質疑ですから、25年度のことについてお願ひしたいと思います。傍聴したというのは、いつのことか私はようわかりませんけど。

委員（三輪順治君） じゃあ、その質問します。

昨年度の実績において、放課後児童クラブの要請で保健室をあけたことがありますか。

教育長（片山正樹君） その事実を把握しておりませんのでできません。

委員（三輪順治君） もういいです。

〈なし〉

〈実質収支に関する調書及び財産に関する調書〉

委員（大滝文則君） 3点お願ひします。

先ほど、財団法人井原文化・スポーツ振興財団出捐金ということで、これ解散して寄附を受けて基金を積んだということですけど、2, 439万3, 400円、はしたは別としまして……。2億4, 393万4, 000円を、はしたは別としまして、基金のほうへは2億1, 796万9, 000円ということで、それから繰り入れのほうが636万円などあるわけですけども、この差額の流れといいましょうか、この説明をちょっとお願ひしたいと思います。

財政課長（渡邊聰司君） こちらにつきましては、文化・スポーツ振興財団が組織されまして、これまでの出捐総額が、ここに書いております2億4, 393万4, 000円でございました。基本的に、財団のほうでは、利子による運営を基本としておりまして、そちらで対応しておりました。しかしながら、近年、金利の低下によりまして、利子の運用だけでは運営ができないという状況になりました。したがいまして、この2億4, 393万4, 000円の出資のうち4, 000万円を基本財産から繰り入れて運営をいたしておりました。そちらの残高が幾らかございまして、それからまた当該年度の利子等ございます。そういう関係で目減りをしているということでございまして、解散時の財団の残高といいますのが、寄附金にございます、2億……。申しわけございません。ちょっとお待ちください。114ページにございます、文化・スポーツ振興基金の寄附金として2億1, 796万9, 000円を寄附として受け入れたものでございます。

委員（大滝文則君） もう一回ちょっとお願ひします。2億4, 000万円がどのような形ですか。

財政課長（渡邊聰司君） 2億4, 393万4, 000円のうちから、財団としてはその額を基本財産として受け入れておりました。その基本財産の利子で運用していくんですが、金利の低下によって利子の運用ができないということで、基本財産を4, 000万円取り崩しました。その中で運営しとったわけなんんですけど、こちらの基本財産等の残高が1, 403万5, 752円ございました。2億4, 300万円から4, 000万円取り崩して、その

基本財産と余った1, 403万5, 000円、こちらを合わせたものを精算金として一般会計のほうへ寄附として受け入れたものでございます。

委員（大滝文則君） わからんな。また、詳しく聞きに行きますからよろしくお願ひします。

もう一点、ちょっとお願ひします。

基金の件ですけども、運用利子の積み立てについての考え方といいましょうか、ことしの場合は、積んでいる場合と積んでない場合があるように見えるんですけども、それについて、まず間違いがないかどうか確認をお願いします。

財政課長（渡邊聰司君） 基金の利子につきましては、それぞれ基金の条例によりまして定めがございます。利子については、一旦予算措置をして積み立てるという規定があるものと、運用益については、それをそのまま事業に充当していくという2種類ございまして、利子を積み立てしたもの、それから事業へ直接充当したものの2種類がございます。

委員（大滝文則君） これは毎年同じようにやられてますか。

財政課長（渡邊聰司君） 条例に定めがございますので、そのとおり運用いたしております。

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

委員長（藤原清和君） 本日はこれで審査を終了いたしたいと思います。

あすも午前9時30分から全員協議会室で開催いたしますので、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって終了いたします。

ご苦労さまでございました。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月15日 開会 9時28分 閉会 13時50分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

藤原清和	大鳴二郎	西村慎次郎	河合謙治
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	藤原浩司	上野安是	竇戸利昭
西田久志	三輪順治	大滝文則	佐藤豊
井口勇	森下金三	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	北村宗則	健康福祉部長	佐藤文則
建設経済部長	田邊義博	水道部長	笠行眞太郎
病院事務部長	野崎正広	総務部次長	川田純士
市民生活部次長	大舌勲	健康福祉部次長	中原康夫
建設経済部次長	妹尾福登	水道部次長	森本謙一
会計管理者	笛井洋	促進課長	唐木英規
税務課長	佐藤和也	市民課長	橋本良啓
介護保険課長	川上邦和	上水道課長	藤井護
芳井支所長	笛井洋	美星支所長	金高常泰
病院事務部次長	猪原忠教	病院医事課長	平松誠
上水道課参事	田中伸廣	監査委員事務局長	小出堅治
出納室次長	大元広子	総務課長補佐	藤原雅彦
市民課長補佐	三宅誠	福祉課長補佐	伊達卓生
上水道課長補佐	井岡和浩	下水道課長補佐	竹井博範
都市建設課主幹	田中大三		

(3) 事務局職員

事務局長 三宅道雄 事務局次長 岡田光雄

6. 傍聴者

- (1) 一般 0名
- (2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（藤原清和君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日は特別会計、財産区会計、企業会計の決算を審査いたします。

審査の順序は、総務文教委員会関係分、市民福祉委員会関係分、建設水道委員会関係分の順で行いますので、よろしくお願ひいたします。

〈認定第8号 平成25年度井原市芳井住宅団地開発事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森下金三君） 歳出で426平米、先ほどの説明で土地購入費、2区画、本人の申し出により買い戻しということになつたんですが、本人の申し出というのは、理由はどういう理由じゃったんでしょうかね。

定住促進課長（唐木英規君） こちらの2区画につきましては、23年度に売買いたしたものですが、ご本人様の健康上の都合により住宅が建てられないということにより買い戻しを行つたものでございます。

委員（森下金三君） それは2区画とも同じ理由ですか。

定住促進課長（唐木英規君） 2区画につきましては、ご親族の方で一括購入していただきとりまして、1区画について健康上の理由ということで、それに伴いましてもう一区画が同じく買い戻しを行つたものでございます。

委員（森下金三君） わかりました。

委員（森本典夫君） 今のにかかわって23年に売ったということですが、買い戻しの価格がこれだけの金額になつてますが、売ったときと買い戻したときの金額は同じ金額でいくのか、そこらあたりどうなつてるんですか。

定住促進課長（唐木英規君） こちらの購入につきましては、売買契約によりまして買い戻し条項というのを設けておりますが、30%の違約金を徴するということで、30%の違約金を引いた額で買い戻しを行つております。

委員（森本典夫君） 違約金を引くという話はどうなんでしょう、引くというのは。

定住促進課長（唐木英規君）　　違約金の30%を引くといいますか、違約金を30%を徴するということで、30%の額を控除した額において買い戻しを行わさせていただいたというものでございます。

委員（森本典夫君）　　今、ちょっと例で言いよっんですけど、100万円で売ったら何ぼで買い戻すことになるんですか。

定住促進課長（唐木英規君）　　30%の違約金が発生いたしますので、70万円で購入という形になります。

委員（森本典夫君）　　こっちが、市が70万円で買うと。

定住促進課長（唐木英規君）　　そういうことになります。

委員（森本典夫君）　　わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決　認定〉

〈認定第10号　平成25年度井原市大倉財産区会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君）　　不法投棄防止啓発看板設置補助金ということで、これだけ出でますが、不法投棄がかなりあるということでこういうのをされたんでしょうか。それから、何カ所ぐらいされたんでしょうか。

美星支所長（金高常泰君）　　不法投棄防止の看板でございますが、これは財産区全域で設置をいたしております。ちょっと件数というか、箇所数については把握をいたしておりませんが、大倉地区全体で実施をしておりまして、財産区の山林、それから各地区の不法投棄の多い場所へ設置をいたしております。

委員（森本典夫君）　　不法投棄がかなりあるからということでしょうが、その不法投棄の処理はどういうふうにされてますか。

美星支所長（金高常泰君）　　処理につきましてですが、特別多い場合は市のほうへ連絡して対応していただいておりますし、少々の場合は区民なり住民が処理をいたしております。

委員（森下金三君）　　446ページの交付金の中で、保護料交付金という列があるんです

が、保護料交付金というのはどういう性質のもんですかね、44万1,924円。

美星支所長（金高常泰君） 保護料につきましては、林野とか農地の賃貸借の収入がございますが、その約30%相当分を地元の通称出場（でば）といいますが、そこの地元で管理をされている地区に対して交付をするというものでございます。

委員（森下金三君） そしたら、地元の人の管理料というふうに思やあいいわけですね。

美星支所長（金高常泰君） そのとおりでございまして、管理費として交付をしているものでございます。

委員（森下金三君） わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第11号 平成25年度井原市東水砂財産区会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 歳出で総務費が8万円ほど前年度に比べてふえてますが、その要因は。

美星支所長（金高常泰君） 一般管理費のほうは特に大きな移動はございません。財産管理費のほうで全体的に少しずつふえておりますけれども、報酬のほうで2万円余りふえております。それから、財産管理費のほうの報酬も2万円幾らふえております。それから、あとほとんど変わっておりません。

委員長（藤原清和君） 今の質問は8万円ほどふえどるのはなぜかということなんですかとも。

総務部長（長野 隆君） 昨年度の東水砂の財産区の総務費でございますが、先ほどご説明したとおり報酬のほうの一般管理の報酬が2万円と財産管理のほうの報酬が2万7,000円、あと需用費が2万4,000円ふえておりまして、草刈りの刃ですかね、そういう消耗品等の購入で8万円ほどの増ということでございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第12号 平成25年度井原市宇戸財産区会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第2号 平成25年度井原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（三輪順治君） 2件、お願いします。

まず、いわゆる国保会計、直営でない国保会計の中で309ページ、それから307ページ、関連するんですが、それから303ページ、歳入の総務手数料の督促手数料が収入済額17万960円で、督促手数料ということで先ほど3,400件余りの件数をお述べになりました。それから、それに対してちょっと仕組みがわかりませんけれども、いわゆる延滞金が例えば一般保険者、被保険者の延滞金が307ページの下ですか。延滞金が1,000万円程度の収入が入っておる。それから、退職被保険者が88万円余りが入ってるということでございます。押しなべて、この事実を今知らされたわけでございますが、いわゆる延滞手数料というのはどういうときに発生するのか、まずそこらあたりからお話を聞かせ願いたいと思います。

税務課長（佐藤和也君） 延滞金につきましては、納期限後、1カ月の間が4.3%の利子がつきます。それを超えますと14.6%の利息がつくことになっております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） ちょっと私の質問、悪かったんでしょう。督促手数料で303ページですが、17万円余りが入ってまして、その件数が3,400件とおっしゃいましたよ

ね。督促をしてから、それからうつかりとしつたという人も含めてお支払いになるケースがあるんですが、3,400件で督促をした結果が、先ほど言ったように延滞金として反映されるとるんです。この延滞金も過年度か現年度かわかりませんが、それぞれ307ページから309ページにかけて書いてありますように、それぞれ1,000万円、あるいは88万円が入ってるわけです。これらあたりの関係について、ちょっと時系列で教えてください。利率はわかりました。1カ月以上過ぎたら何%、それ未満だったら幾らというのはわからましたんで、まず督促手数料として、これはがき代ですか、何ですか。この督促手数料の中身といつのタイミングで督促を出されるのかというのをちょっと教えてください。

税務課長（佐藤和也君） 督促手数料につきましては、督促状の郵便代相当でございます。

それから、時期につきましては、納期限後20日を過ぎた時点で督促状を送付しております。

委員（三輪順治君） 流れを言うてください。

税務課長（佐藤和也君） 延滞金につきましては、滞納をされております税額を納められる時点で確定いたします。したがいまして、督促状を受け取られた後に関連分も含めて納付をされますと、その時点で延滞金が確定しまして、延滞金を含めた税額を納めていただくこととなります。

延滞金と督促手数料につきましては、直接的な相関関係というのはなかなか判断は難しいと思いますけども、督促状を発したことによりまして当該分のほかに過年度分もまとめて納付されるといったケースもございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） ちょっと私は大きな観点でいいますと、被保険者の数が1万人余りです。それから、被保険者の世帯数が6,500弱ですか、世帯数。この3,400件というのは延べの督促の郵送にかかる手数料でありまして、3,400件とおっしゃったんですが、実数として世帯数が6,500世帯弱あるわけですが、この督促手数料、つまりはがきを払ってくださいよと、あなたはまだ払っておられませんよ、納期内の納付が完了しておりませんよと20日を過ぎた時点で出されるんですが、これとの関係で被保険者世帯のおおむね何割ぐらいが該当すると思われますか。

税務課長（佐藤和也君） 滞納世帯が約900世帯ありますので、1割程度というふうに考えております。

委員（三輪順治君） 要するに、そういう厳しいお家の事情もありますので、延滞金も利率が変わったというふうに理解してとるんですが、いずれにしても国保の健全運営のために払うべきものは払ってもらうというルールのもとに、引き続き県ともタイアップして収納

率の確保等に努めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

続いてよろしいですか。

続いて、316ページ、317ページです。ご説明は省略されましたが、保険給付費の30項の審査支払手数料の決算が960万円余りになってますが、これはレセプトの審査支払手数料でしょうか、ちょっと確認をしたいんですが。

市民課長（橋本良啓君） そのとおりでございます。

委員（三輪順治君） そこで、ちょっとお尋ねいたしますが、各医療機関から国保連合会に対して毎月レセプトが送られますよね。そのレセプトに対して国保連合会が審査して、いけんものは返してくる。その返ってきたものが、井原市の保険者としてのレセプトが返ってきたものをこれを審査するという、その審査の支払手数料が960万円ということでおろしいんですか。

市民課長（橋本良啓君） 井原市がするというのではなくて、国保連合会が井原市分を審査したものであります。

委員（三輪順治君） 通常ですと、いろんな保険者の方、いらっしゃいますけど、国保に限っていえば国保のレセプトができる、Aという病院が毎月一定のときまでに連合会のほうにレセプトを出されますよね。連合会はそれを審査して、通常病院に返されますね、つまり運営者のとこへ。病院とすれば、それについてわかったということであれば、納得すればいいんだけど、納得しない場合は通常はいろんな手続をされますよね。私の理解がちょっと間違つたかわかりませんので、この審査というのは病院は正しい医療診療報酬だ、いわゆる医科点数に基づいたお金であるということで国保連合会に請求したときに、国保連合会が審査をするのは当然、通常の業務じゃという、僕は理解しとんです。それに手数料を払うのは、これはどういう意味かよくわからないので聞いとるんです。ですから、これだけ患者に治療費がかかったからくださいと。それで、国保連合会に行きますね。国保連合会がわかつたわかった、それは全て認めてやろうというんだったら問題ないけども、これは過剰請求じゃないか、二重投与じゃないかということで通常返ってくるパターンがあると思うんです、幾らかは。それを審査するのが、ここで言う審査の関連の手数料じゃないかと思うんです、それ間違ってますか。

市民課長（橋本良啓君） 国保連合会が審査する、この審査費用につきまして各市町村が各市町村のレセプト件数に対して支払っているものです。

委員（三輪順治君） 国保連合会が審査する、じゃあ例えば保険者として井原市が国保世帯のレセプトはそれぞれの病院から上がりますよね。それぞれ病院から上がりますね、それはいいですか。国保分は国保連合会へ行くわけでしょう、病院から。

市民課長（橋本良啓君） はい、そのとおりです。

委員（三輪順治君） それを受けた国保連合会は、当然その診療報酬の明細書、レセプトが正しいかどうか、点検されますよね。そこまでいいですか。

市民課長（橋本良啓君） そのとおりです。

委員（森本典夫君） 点検の費用なんよ、これは。その点検の費用なんよ。

委員（三輪順治君） 点検されますね。点検された結果、文句はない、100%これは正しい、良好だということで二重投与も超過診療もないということで認められたら、もうそのまで終わりです。これいいですね。

市民課長（橋本良啓君） それが認められたら市のほうに医療費の請求が来るわけです。

委員（三輪順治君） そのときに、もし例えればこれは少しおかしいということになったときは、それは各病院に連合会から請求が行くんですか、請求というか返ってくる、返戻というやつで。

市民課長（橋本良啓君） そこで、この審査支払手数料をもって連合会が、そのレセプトが正しい請求になっているかを検査しまして、もしか請求できないものとか違うものがあれば、医療機関にここは違いますということで戻して、医療機関がそれを訂正して、また国保連合会に正しく修正したものを出されるというふうになります。

委員（三輪順治君） それについてはわかります、大体。それで、国保世帯の分で、各医療機関が国保連合会から返ってきたレセプトがありますね。それは各病院で、いやこれはおかしいと、これは審査会が迷うとるということで、再請求をするという運びになるんですか。

市民課長（橋本良啓君） そうです。再請求といいますか、修正して請求されるということになります。

委員（三輪順治君） となると、ここに書いてある審査支払手数料というのは、最初の段階で市内の被保険者にかかるレセプトが全部国保連合会に集まります。集まった中身の点検料を審査支払手数料として上げられるとするという理解でよろしいんですか。

市民課長（橋本良啓君） そのとおりです。

委員（三輪順治君） わかりました。これで延べ件数で幾らでしょうか。

市民課長（橋本良啓君） 17万1, 289件分です。

委員（三輪順治君） ちょっと手元に電卓があるんですが、1件のレセプトの審査手数料は何円ですか。

市民課長（橋本良啓君） こちらが1年間になるんですが、3月分の診療分と4月から2月分の診療分になりますて、3月分につきましては前年度、24年度分の単価ということになりますて、そちらが1件当たり59.85円で1万4, 010件です。25年度の4月から2月分につきましては56.01円の15万7, 279件分です。

委員（三輪順治君） そうすると、国保連合会の審査員はレセプト1枚当たり大体60円弱でざっと見るということですね。通常、私も経験上、レセプトというのは、これは平均ですから枚数がわかりませんけども、高額医療費ぐらいに至ってはかなりのペーパーになりますよね。それをチェックするときに、これは全件チェックでしょうか、それとも抽出チェックでしょうか。ちょっと今のお話を聞くと、いわゆる全件チェックでないような気もするんですが、今の件数は全ての件数でしょうか、あるいは抽出件数でしょうか。

市民課長（橋本良啓君） 全件チェックでございます。

委員（三輪順治君） そうすると、井原市民の国保世帯のレセプト点検は全件レセプトを連合会が審査する、その経費が1,000万円程度弱で済むと、こういう理解でいいんですね。

市民課長（橋本良啓君） そのとおりでございます。

委員（三輪順治君） わかりました。

税務課長（佐藤和也君） 先ほど三輪委員さんのご質問の中で、督促状を納期限後20日過ぎに送付すると回答いたしましたけども、20日までに督促状を送付することとなっております。訂正をさせていただきます。

委員（大滝文則君） 歳入のほうで国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金というのが前年度よりかなり金額がふえてるわけですけども、今後の動向についてお知らせ願いたいと思います。

市民課長（橋本良啓君） 歳入のほう。

委員（大滝文則君） 井原市決算審査意見書の中の21ページ、繰り返します。これ国保会計にとって大きな要因になってくると思うんですけども、歳入の部分で国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金が、前年対比でかなりの金額が増加しとるということで、国保会計にとってはいいことなんですけども、今後この国庫支出金以下の動向についてはどのように把握されるとかということをお知らせ願いたいと思います。

市民課長（橋本良啓君） 国庫支出金も前期高齢者交付金も県支出金等につきましても、今後ふえていくと見ております。理由といたしましては、国庫支出金につきましては医療費分に対する国の算定した交付金でありまして、医療費が年々医療の高度化等により増加していくと見込んでおりますことから増加すると見ております。

前期高齢者交付金のほうは、65歳から74歳の被保険者に対する所得の少ない方に対する交付金でありまして、こちらも今後増加すると見込んでおりますので、交付金も増加するものと見ております。

県支出金につきましても国庫支出金と同じ理由で今後増加していくものと見込んでおります。

委員（大滝文則君） 前年に比べて幾らか繰越金がふえてるわけですけども、今後この国保会計全般といいましょうか、国保会計の運営上はどのように今後動いていくんでしょうか。これを踏まえて、ご回答をお願いします。

市民課長（橋本良啓君） 先ほどの国庫支出金のほうですが、この25年度につきましては美星診療所の新築の補助金等が700万円程度ありますので、そういう関係でこの金額のように例年アップしていくとは見込んでおりませんが、今後もふえていくものと、先ほどのご質問については考えております。

今後の国民健康保険の収支ですが、約9,000万円の繰越金がありますが、医療費がやはり年々高度化、高齢化等により増加しておると国保の税収のほうがなかなか今後も伸びる見込みは余りないということで、どうしても9,000万円あるようですが、今後だんだん大変厳しい状況には変わりないというふうに見ております。

委員（大滝文則君） この件はこれでよろしいです。

次に、直営事業勘定のほうですけども決算審査意見書及び成果に関する説明書をちょっと参考に、意見書の24ページ、成果に関する説明書の22ページで三宅医院による美星国保診療所の運営によりというほうで、患者数が1万704人となっていますという項があります、説明書の中で。決算審査意見書の中では1万269人ということで、この差は往診ということなんでしょうか、どのような数字なんでしょうかということをまず1点、お願いしたいと思います。

市民課長（橋本良啓君） 患者数の1万704人と1万269人の差ですが、この患者数1万704人というのは、美星国保診療所が実施しております介護の訪問看護居宅療養の人数を患者数として入れておりますし、もう一つのほうの1万269人というのは外来というふうにしておりまして、その介護の人数を除いたもので表記しております。昨年までは美星国保診療所に一応9床ではありましたが入院のがありましたので、いろんな表記をするときに入院患者、外来患者とか、患者数とか、3つの表記の仕方をしておりましたので、昨年末で入院業務も廃止しましたので、今後は1つの表記の仕方に統一していきたいと考えております。

以上です。

委員（大滝文則君） 昨年、新築をして、地元の一人として非常にありがたいんですけども、平成21年1万7,303人という患者数がいました。その中で、22年から急激に減って、その後も5%から7%ぐらい減ってるわけですけども、これ人口減少等々も含めた非常に厳しい地域ですからそういうこともあるでしょうけども、この動向についてどのように把握、それから今後の動向についてはどのように考えておるか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

市民課長（橋本良啓君） 委員さんのご指摘のとおり患者数が年々減少しております、病院のほうのご意見も一番大きなものは人口減によるものであろうということでありまして、ほかにもいろんな理由もあるかとは思うんですが、昨年度末に新しく診療所を新築しまして、22年の途中から三宅医院さんのほうが指定管理をしてくださってるんですが、1年間診療されたのは平成23年からで、25年度、昨年までは4月から9月の実績でいいますと230人ぐらい24年、25年と減になっておりました。ことし、26年9月まででいきますと昨年、25年度実績に対しましてプラス101人の状況となっております。これが新しく診療所をしたことにより患者さん、若い人なんかが受診してくださっているということにつながれば大変喜ばしいことだと思っておりますが、まだ半年でありますと、今後の動向等についてはまだ把握のほうは見通し等をしておりません。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第4号 平成25年度井原市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 収入未済額の説明がありましたが、市内の9人については毎月お願いにも行って入れていただいてるということですが、ということは市外に1人おられると思うんですが、その方についてはどういう対応をされておられますか。

市民生活部次長（大舌 熱君） この方につきましては、電話とそれから文書によって督促をいたしておりますが、昨年度1年間につきましては収入がございませんでした。

委員（森本典夫君） この方は今ランク、大体600、300、200とかというて言われましたけども、どのランクに入る方でしょうか。

市民生活部次長（大舌 熱君） 300万円台でございます。

委員（森本典夫君） その方に対する対応は、今後はどう、今までのとおりじゃあ1年間入ってないということなんで、どういうふうな対応を考えとられますか。

市民生活部次長（大舌 勲君） まず、訪問してお会いしてお話をするのが一番だと考えております。ただ、遠方ですので、会える確信といいますか、アポイントをとってお会いしたいと考えております。

委員（森本典夫君） わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第5号 平成25年度井原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 不納欠損額についてお尋ねします。

前年度に比べまして、今回が約3倍になってますが、その要因を。

税務課長（佐藤和也君） 不納欠損額につきましては、生活困窮によります高額の不納欠損事案があったため、このたび前年度に比べて増加となっております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 生活困窮が43件ということですが、その中、高額があったということで高額はどのぐらいでしょうか。

税務課長（佐藤和也君） 高額の不納欠損事案は、金額にしまして24万2,100円でございます。

委員（森本典夫君） それと、それはそれでもう仕方がないんかなというふうに思いますが、差し押さえ財産なしで1,000円というのがありますが、一般的には差し押さえ財産なしで1,000円というのが理解に苦しむんですが、どういう状況の方が差し押さえ財産なしで、しかもそれが1,000円ということになってくるのか、ちょっとよく説明してください。詳しく説明してください。

税務課長（佐藤和也君） しばらく時間をいただきたいと思います。後ほど回答させていただきます。

委員長（藤原清和君） 後ほど回答というて、答えを出さないけんけえな。

委員（森本典夫君） ええですよ、決をとってください。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第7号 平成25年度井原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第14号 平成25年度井原市病院事業会計決算について〉

委員（森本典夫君） 最後に説明がありました常勤医師の確保ということですが、この会計年度で1年間でどういう努力をされたのか、それから今年度、どういう努力を現在されているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

病院事務部長（野崎正広君） 医師確保につきましては、これまで前年度ということで、これまでも関係機関、大学等への依頼とか、あとホームページや、あと自治体病院協議会とかいろんな各方面へのホームページとかの募集とかということもやってまいってきております。途中、そういうのがありましたドクターの確保もできたんですけども、昨年度、来られた先生については途中退職されたりというようなところもありました。今は引き続き先ほど言いましたようにホームページとか、いろんな部分でも今後も今も出してるところでございます。

それから、あと今年度ということなんんですけども、引き続き先ほど言いました継続的に関係機関や、それからホームページ、いろんな広報等を利用しての募集というのも引き続き行っていきたいと思っております。本当にちょっとこれからまだ考えているんですが、何かや

やっぱり少しちょっと目玉的になるようなものも考えていいかといけないのかなと、今までどおりのやり方じやちょっと厳しいのかなと思ってるのは事実でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） 先ほど事務部長の話の中でホームページ等というのがたびたび出てきましたけども、ホームページで募集をかけるという形で、この決算年度で何件か問い合わせがあったのか、僕はホームページでちょっと載せただけで医師が集まるんなら物すごいみやしいわけで、そういう意味では岡大へ日参までいかんでもしっかり足を運ぶとか、ほかの岡大以外のところでも医師を派遣していただいたらしくるわけで、そういう意味ではそちらあたりへもしっかり足を運ぶとかというようなことが基本ではないかなというふうに思うんですが、まずホームページで照会件数がどのぐらいあったのか、それからそれぞれこの決算年度で院長も含めて事務部長あたりが医師確保のために足を運ばれた回数が、大ざっぱでもよろしいがお聞かせいただきたいと思います。

病院事務部長（野崎正広君） ホームページと言いましたけど、あと自治体病院の協議会とか岡山大学の医師確保の支援とかのホームページとか、そういうような意味の当院だけじゃなくって各方面のホームページというか、というどこにも載せさせていただいておるところをちょっと補足させていただきます。

それから、あと照会があったのは実際面接まで行ったのは1件、昨年度ございました。面接まで至ってないのは1件だけありました。これはやっぱりホームページ関係の照会でございました。それから、大学訪問等は、院長を初め市長、それから私どもで岡山大学とか川崎医大、夏、冬、定例で各関係教室等へは訪問させていただいてお願いに上がっているのは実績があります。

以上です。

委員（森本典夫君） 1件、面接があつたけれども採用にならなんだということですが、それは採用にならなんだという原因というんですか、向こうの都合か、こっちの都合か、そちらあたりどうでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 面談いたしまして、相手の先生の希望とこちらのほうのニーズというか、というどこがちょっと一致しなかったのかなというのが要因です。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（森下金三君） 今の関連で、医師確保の件で単純にお聞きするんですが、その他市民病院とかそういうところに比べて、井原の市民病院のお医者さんの給与面というのはどんなんです。よその病院に比べて井原の市民病院は給料が低いとか、今1名のお医者、面接したら希望がかなわなかったというのは、その中に給与面のことも入つとるのかどうか、やっぱり給与を高くすれば、先生が来られるという単純なことにはならんと思うんですが、そ

いう給与面の待遇というのも考えていかにやいけんのじやないかと思うんで、その辺はどういうふうに考えます。

病院事務部長（野崎正広君） 先ほどの面接の関係は給与のほうは関係はございませんでした。そういうお話ししましたけど、給与面の云々ということはありませんでした。

あと、今の医師の給与の水準はどうかという面……。

委員（森下金三君） 他の病院に比べて。

病院事務部長（野崎正広君） 他の病院という、諸手当とかいろんな部分、給与本俸に関してはやはり自治体病院ということでそれなりの並び的には、給与的には水準は平均的かなというふうに思っております。特段低いとか、特段高いというのはちょっと私は思ってはいない、普通、平均並みの自治体病院としてのこの近隣では普通の水準かなというふうに思っております。

委員（森下金三君） 単純に考えると、給与面を他市の分よりもぐっと上にすれば先生の確保が確保しやすいとかというふうなことはどういうふうに思われます。私自身はそういうことは専門じゃないからわからんけど、やはり給与面をぐっとよくすれば先生の確保もみやすくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうかね。

病院事務部長（野崎正広君） 医師という部分、給与だけじゃなくてやっぱり臨床面とか研究とか、いろんな部分がやっぱり影響して、いつも院長なんかも言いますけども、病院が医師にとって魅力ある環境というのがやっぱり重要かとは思っております。

委員（森下金三君） 事務部長が言われたような環境をしっかり整えるようにひとつお願いをしたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

税務課長（佐藤和也君） 先ほど後期高齢者医療保険事業の審査におきまして、森本委員さんからご質問のありました不納欠損の状況につきまして回答いたします。

決算書の361、362ページで、不納欠損処分といたしまして無財産の1,100円の事案につきまして、この事案につきましては財産の競売がなされまして、交付要求を行いま

したが、配当がなく時効が到来いたしまして不納欠損処分としたものでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） ようわからんのじゃけど、わかりやすくもう一回説明してください。

税務課長（佐藤和也君） この事案につきましては、破産の申し立てをされまして、裁判所で競売がなされました。これにつきまして、市のほうで配当を求めまして交付要求を行いましたが、最終的には配当金が市の方にはございませんで、時効が到来いたしまして不納欠損処分としたものでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 今競売とかなんとか言われましたけども、単純に思うのは差し押さえ財産なじじやから破産というふうなことも言われましたけども、差し押さえ財産なしで、差し押さえる場合は、一般的なやり方として差し押さえするとすればどういう物品を差し押さえすることになるんでしょうか、井原市の場合は。

税務課長（佐藤和也君） 一般的に申しますとお金にかえられるもの、換価できるものを優先をしておりますが、滞納者の場合にはなかなか換価できるような財産が少のうございまして、給料でありますとか現金、給与といったものの差し押さえを優先しております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） それが、例えば1,000万円なら今言われたようなことはわかるんですが、この方の場合は1,000円でしょう。1,000万円で万がつかん。1,000円で、そういう意味で差し押さえ財産なしというのが僕は理解ができないんですが、先ほど言われましたように破産をして、それからそれを競売して、競売の結果、井原市へは言ってみればお金が入らなんだという意味だろうというふうに理解するんですけど、そういうときに打つ手は全くないんですか。破産をしとるから差し押さえすることができないという法律的なことがあるんかどうかというのは、そこらはようわかりませんが、1,000円が差し押さえ財産なしで載ってくること自体が僕大変不自然じゃというふうに思って質問したんですが、そのあたりちょっとよくわかるように説明してください。

税務課長（佐藤和也君） 今、滞納しておられます金額の多寡ばかりでありませんで、最終的に不納欠損処分をするに当たり、原因となりましたものを事由としておりますけども、この方の場合には先ほども申しました競売がなされました、交付要求を行いました、その配当をもって滞納税額に充てようと市のほうは対処したところでございますけども、配当がなかつたということでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 流れはわかりますけど、そんなら配当がなかつたということがわか

った時点と不納欠損で処理する時点との時間的経過はどういうふうな流れになって、どのぐらい間隔があくとかということになるんですか。

税務課長（佐藤和也君） 競売にかけられたのが平成22年度でございます。その後、配当がないということでその後に後期高齢者医療保険料の消滅時効の2年間が経過をいたしまして、25年度に不納欠損処分となっております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 配当がないというふうなことがわかったのは何年何月何日で、不納欠損として落とす日にちが何年何月何日なんですか。

税務課長（佐藤和也君） 配当なしの通知等につきましては、ちょっと今手元に細かい日付を持ち合わせておりませんので、それについては今回答はすぐにはできませんので、お時間いただきたいと思います。

委員（森本典夫君） 1,000円が差し押さえ財産なしで載ること自体が、僕大変不自然だなというふうなことでいろいろ具体的にお尋ねしょんですが、この決算、これでいつとんじやからどうしようもないと思うんですけど、今後もこういうことがあり得るんでしょうか。そんなことがないようにせんと、1,000円が差し押さえ財産なしで上がってくるようなことというのはどうも不自然でいけんというふうに思いますが、役所のほうとしては全く不自然さはないんでしょうか、こういうことに対して、1,000万円ならわかるけど。

税務課長（佐藤和也君） 先ほど申しました財産の競売等に係る事案につきまして、市のほうに滞納になっておる金額は1,000円単位のものもありますし、100万円単位のものもございます。いずれにいたしましても、その事案につきまして財産の競売があり、配当がなく、不納欠損処分をするといったことになりますと財産なしといった事由によりまして計上をしております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） これ以上言うてもどうにもならんようですねんで、今後のこともありますが、こういう形で載るのが本当に正常なんかというふうに思いますんで、そこらあたり年度は続きますんで、ぜひうまいぐあいに対処してください。

以上。

〈なし〉

〈認定第3号 平成25年度井原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 338から41までですが、加入金についてもう一回説明をしてい

ただきたいと思います。

上水道課長（藤井 護君） 加入金につきましては、中央簡易水道分が7件ですけども、水道加入金1件当たり10万5,000円が7件、それから美星の簡易水道につきましては52万5,000円が13件ということになっております。ただし、25年度は新規が8件で、あとは滞納分ということになります。

委員（森本典夫君） 新規が8件というのは、どっちが新規の8件。

上水道課長（藤井 護君） 美星簡易水道で、25年度は新たに8件が美星の簡易水道であります。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

それから、7箇所の中でそれぞれの需用費が、例えば花滝、川町、高原あたりは、ほかのところはそうでもないんですけども、不用額がかなり出ておりますが、前年度を見るとそうでもないんですけど、今年度がなぜこういうふうな形になったのか、そのあたりをこの3箇所についてはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

上水道課長（藤井 護君） 先ほど申しましたように一番大きなものは、需用費における漏水修繕等の修繕費に係るものが件数及び金額が少なかったものという現状であります。それから、高原につきましては同様に修繕費の減と、それから水質検査料が若干入札残ということになります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第6号 平成25年度井原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 井原処理区で、この決算年度で20.4ヘクタール整備を行ったということで、認可区域面積に対してあと130ヘクタールほど残るというような状況、それから芳井処理区では3.7ヘクタールの整備をしまして、認可区域面積でいくとあと17ヘクタールほど残るというような状況ですが、今年度、この会計年度では井原処理区が20ヘクタール、芳井処理区が3.7ヘクタールということで、今後の見通しとして大体このぐら

いを毎年やれるのかどうなのか、あわせて大体全ての認可区域内を整備するとすれば、あと井原、芳井、それぞれ何年ぐらいかかりそうですか。

水道部次長（森本謙一君） これも予算につきましては、年度によりまして多寡はあるかとは存じますが、下水道課のほうといたしましては、現在の事業量を維持していきたいという考え方であります。その事業量をもっていきますと大体井原処理区につきましては年間20ヘクタール、それから芳井処理区につきましては4ヘクタールの整備目標を持ちまして、平成33年度にほぼ完了するのではないかと考えております。ただし、これにつきましても先ほど申しましたが、国等の動向によりまして予算等がつけばの話でございます。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第9号 平成25年度井原市美星地区畠地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（簗戸利昭君） 項の施設管理費の中で435ページ、436ページですが、施設管理費の需用費で修繕費と電気代とおっしゃいましたが、1,900万円余りの金額が上がっておりますが、この電気代は幾ら、修繕費は幾らか教えていただきたいと。

上水道課長（藤井 譲君） 施設管理費の需用費でございますが、電気料の関係が1,804万7,714円でございます。それから、修繕料が109万5,710円でございます。

委員（簗戸利昭君） 大分前だと思うんですが、小水力発電というようなこともあったかと思うんですが、それについての取り組みはどうなつとるでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） ちょっとこの小水力発電につきましては、農林課の関係で県のほうで調査をおった事業だと思いますが、調査の結果、水量がちょっと不足するということで見送りになっているというふうに聞いております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第13号 平成25年井原市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君） この決算書の一番最後に企業債明細書というのがあります、96件あるようありますけれども、この中で今までちゃんとそういうことはやっとられると思うんですが、借りかえができるものがこの中にあるのかどうなのか、もうこれはないんだということで、もうこのまま利子の高いのを払っていくというようなことで行かざるを得んのかということで、利子の高いのが平成9年3月ごろまでが2.85、高いので4.85という昔のですが、平成元年のが一番古いですが、そういう中で借りかえができるのは、この中へもうないというふうな理解でええでしょうか。

上水道課長（藤井 譲君） そうでございます。平成20年、21年で繰上償還できるものは全てしております。

委員（森本典夫君） わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

〈認定第15号 平成25年井原市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君） 収益的収入で工業用水道料金が、前年度に比べて50万円ほど減収

になっているということであります、ちょっと例えば5年間さかのぼってもう見てないんですけど、それぞれの工場が水道を使うのがずんずん少なくなっているのかどうなのか、そこらあたりも含めて、この原因を教えてください。

上水道課長（藤井 護君） 詳しい原因とまではわかりませんけども、先ほど問われました工業用水の収益ですけども、水道使用料につきましては年々各企業の努力に対しまして微減の状況です。しかしながら、契約水量を設定しておりますので、そこまでは使わなくても工水の収入にはなるということで、現状維持が続いているということで、各企業の使用料につきましては、本当に右肩下がり、若干下がるといった状況がここ数年続いていますし、やっぱり景気の低迷ということが一番の要因ではないかなというふうに思っています。

以上です。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 可決及び認定〉

委員長（藤原清和君） 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原清和君） 閉会に当たり執行部で何かございましたらお願いいいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、2日間という長時間にわたりまして終始ご熱心に議論をいただきました。また、適切なご決定を賜りましたことを厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じて、いただきましたご意見、ご提言等は、今後の市政に反映をしていきたいというふうに思っております。

さて、瀧本市政も3期目をスタートさせたところであります。第6次総合計画の、とりわ

け後期基本計画を今やっているところですが、市長の新たな公約を掲げているところであります。それを具現化していくためには、しっかりととした財源が必要であるということは間違いないところだろうというふうに思います。特に、来年度から段階的でありますが、12億円以上の交付税の減額が間違なく起こってきます。そうした中にも、市としてサイレントマジョリティーに耳を傾けて、確かな市政、行政を運営していきたいというふうに思っております。

このためには、市長ももちろんであります、職員が英知を結集して、とにかく基礎自治体としてしっかりとして、なおかつ地域間競争にぜひとも勝ち抜いていかなければならないというふうに思っているところであります。

そのためには、議員皆様方のご理解、あるいはご協力、また市民の皆様方の同じくご理解、ご協力が不可欠だろうというふうにも思っております。ぜひとも、でき得ればオール井原でやっていきたいというふうにも思っておりますので、皆様方にもひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

終わりになりますが、秋も既に後半にかかっているように思っております。秋はいかにも例えられますが、皆様方にはそれぞれの秋を満喫していただきますとともに、これから朝晩を含め寒暖の差が非常に厳しく、激しくなってくるんだろうというふうに思います。ぜひともお体には十分気をつけられて、ますますご活躍をいただけたらというふうに思っております。

2日間を通じて大変お世話になりました。ありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（藤原清和君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでございました。